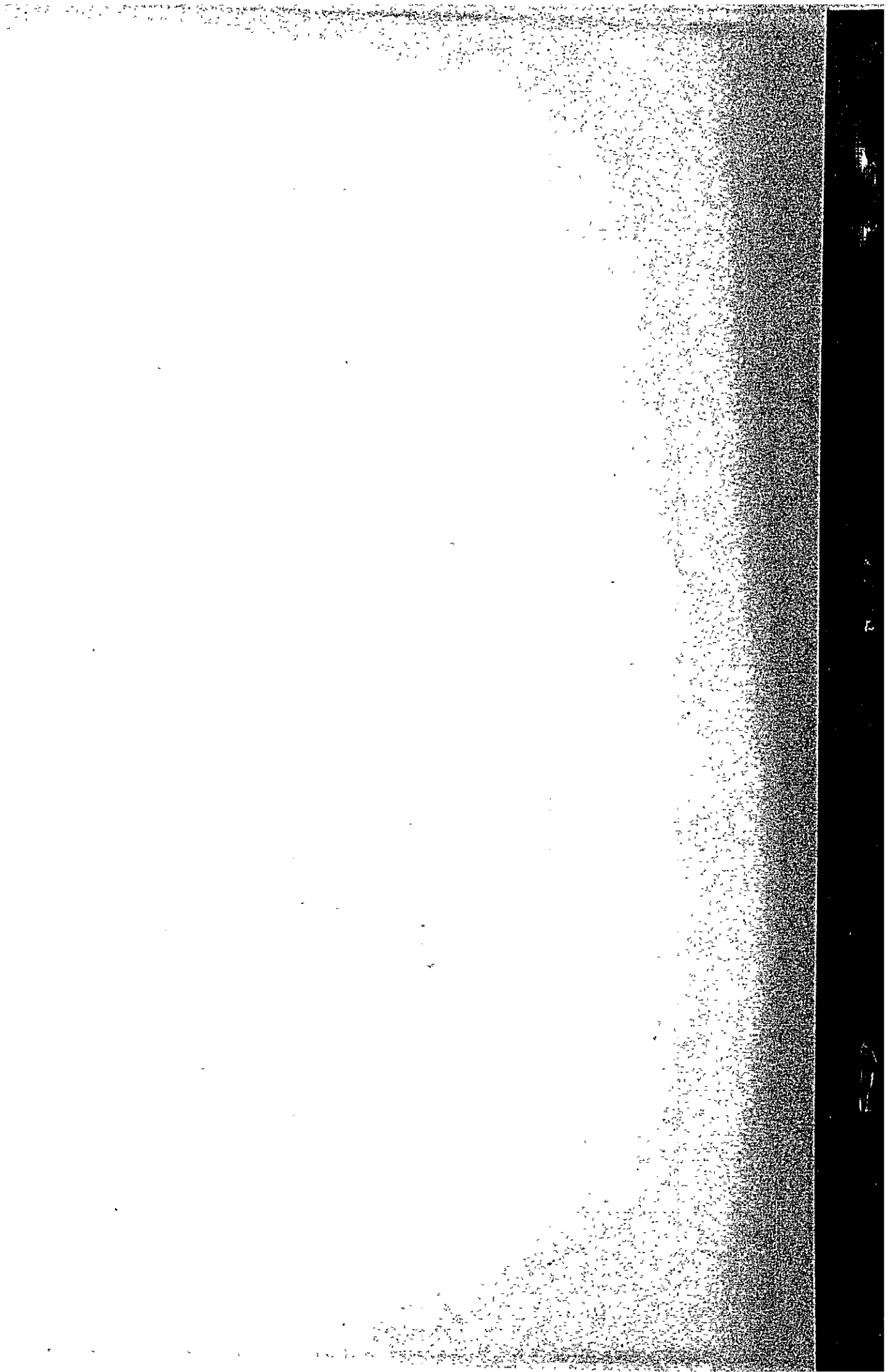


アジア地域安全の基礎・防犯の手引き

RI
20
GA
LIBRARY



アジア地域

安全の基礎

防犯の手引き

平成7年5月

JICA LIBRARY



J 1132205 (4)

国際協力事業団

(本資料は各在外公館が日本国民一般向けに作成している「安全の基礎・防犯の手引き」等の情報を、事業団にて関係者の安全対策の参考資料としてまとめたものです)

J R

目 次

ア ジ ア 地 域

・インド	安全の基礎	1
デリー	防犯の手引き	8
カルカッタ	防犯の手引き	11
ボンベイ	防犯の手引き	16
マドラス	防犯の手引き	21
・インドネシア	安全の基礎	28
ジャカルタ	防犯の手引き	34
ウジュンパンダン	防犯の手引き	43
スラバヤ	防犯の手引き	47
メダン	防犯の手引き	53
・ベトナム	安全の基礎	60
	防犯の手引き	64
・カンボジア	安全の基礎	66
・シンガポール	安全の基礎	69
	防犯の手引き	72
・スリ・ランカ	安全の基礎	77
・タイ	安全の基礎	80
	防犯の手引き	84
・韓国	安全の基礎	98
ソウル	防犯の手引き	103
釜山	防犯の手引き	107
済州島	防犯の手引き	113
・中国	安全の基礎	115
北京	防犯の手引き	121
広州	防犯の手引き	125
上海	防犯の手引き	129
中国東北三省	防犯の手引き	133
・香港	安全の基礎	138
	防犯の手引き	141
・ネパール	安全の基礎	144
	防犯の手引き	147
・パキスタン	安全の基礎	150



1132205 [4]

	防犯の手引き	1 5 5
カラチ	防犯の手引き	1 6 4
	誘拐対策	1 7 0
・ バングラデシュ	安全の基礎	1 7 6
	防犯の手引き	1 8 0
	安全マニュアル	1 8 3
ダッカ	防犯の手引き	1 9 0
・ フィリピン	安全の基礎	1 9 5
	防犯の手引き	2 0 0
・ ブルネイ	安全の基礎	2 0 2
	防犯の手引き	2 0 6
・ マレーシア	安全の基礎	2 0 9
	防犯の手引き 1	2 1 3
	防犯の手引き 2	2 1 6
クアラルンプール	防犯の手引き	2 2 3
ベナン	防犯の手引き	2 2 6
クタキナバル	防犯の手引き	2 3 3
・ ミャンマー	安全の基礎	2 3 9
・ モルディヴ	安全の基礎	2 4 3
・ モンゴル	安全の基礎	2 4 6
	防犯の手引き	2 4 9
・ ラオス	安全の基礎	2 5 4
	防犯の手引き	2 5 7
	緊急事態対策	2 6 2
・ 台湾	安全の基礎	2 6 8
	防犯の手引き	2 7 1

データ名：インド【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：16178

参照：37

インド

India

(注) 1994年1月15日現在、インドのジャム・カシミール、パンジャブ、アッサムの3州には渡航自粛勧告が、また、これらの3州を除く全域には注意喚起が発出されている。

出入国時の留意事項

●査証

インドに入国するためには、事前に査証を取得することが求められている。通過査証（滞在15日以内。インド以外の主目的国の査証および航空券の事前取得が通過査証申請の条件）、および観光査証（滞在3カ月以内）は現地公館の裁量で発行される。ただし、入国査証（3カ月～1年間）は入国資格証明書を所持しない限り、通常、インド政府の審査を受ける必要があるため、査証申請後取得までかなりの期間を要する。

また、当初の予定を超えて滞在期間を延長する場合には、インド国内の各地にある外国人登録事務所（FRRO）に申請し、許可を得なければならない。

在留延長は、3カ月の短期査証の場合、1回のみ認められる。長期滞在査証は1年ごとの更新であり、特に問題は出ていない。

インド政府は1985年6月から3カ月の短期査証に2回以上出入国ができる数次査証を発給しているが、その滞在期間は最初の入国から3カ月であって、インドへの入国の都度3カ月の滞在許可が出るのではないので、注意が必要。

なお、インドに6カ月以上滞在する場合は、大使館勤務者とその家族およびインド政府に登録された報道関係者、18歳以下の者を除き、滞在期間更新時にエイズ検査を受ける必要がある。検査を受けないと滞在査証が更新されない。日本の指定された病院や検疫所でエイズ検査を受け、証明書を持参して入国した場合は、エイズ検査を受けなくともよい。

●出入国審査

アフリカを経由してきた旅行者が、黄熱病の予防注射証明書を携行しなかったために、入国を拒否されたことがある。旅行してきた国が伝染病汚染地に指定されていれば、予防注射証明書を携行する必要がある。また、オートバイで入国しようとしたが、Carnet de Pasa ge（通行証）を持っていなかったため、長期間国境に滞在することを余儀なくされた例がある。

査証を取得している場合はほとんど問題なく入国できるが、審査はかなり念入りに行われる。出入国カードに記入漏れや誤記がないように記入することが、入国をスムーズにするコツである。

また、入国スタンプを当局のミスで押し忘れていたため、出国できなかったケースもあるので、入国時に入国スタンプが押されたかどうかを確認する必要がある。

その他、インドで旅券を紛失した場合には、旅券の再発給を受けた後、FRROで出国許可（Exit Permit）を取得する必要がある。取得に要する日数は、デリー空港から入国した場合には申請した翌日には発行されるが、デリー以外の空港からインドへ入国した場合には1週間ぐらいを要する。

●外貨申告

外国為替管理が厳しく、入国時に1000米ドルを超える外貨（現金およびトラベラーズ・チェック）を持ち込む場合、税関で申告しなければならない。また、出国に際して余った

ルピーを外貨に再交換する場合には、ルピーを購入したときに銀行が発行する外貨買取証明書の提示を必ず要求されるので、この証明書は大切に保管しておくこと。また、外国人は同証明書を持っていない場合、ホテル料金を外貨で支払わなければならない。

外国人がルピーで高価な買物をする際にも、この外貨買取証明書の提示を求められることがある。なお、日本人旅行者がインド国内において航空券を買う場合も、同証明書を持っていないと外貨で支払わなければならない。また、余ったルピーを国外に持ち出すことはできない。

●通関

税関ではX線による荷物の検査等がかなり厳しく行われているので、申告は正確に行う必要がある。金・銀の地金は少量であっても輸入禁止になっているため、取り締まりが厳しく、密輸して逮捕されると最低3年以上の実刑に処せられる。また、無線通信機、多量の医薬品は許可なしに輸入できない。

外貨1000米ドル相当以上、高価な電気製品（OA機器を含む）、カメラ2台以上などは入国時に輸入を申告する必要がある。再輸出を条件として免税輸入を申告した場合は、輸入品目数を旅券に記載されるので、これらの品物を出国時に持っていないと多額の罰金が科せられる。

また、ギフト等としてカメラ、テレビ、ビデオ等の電気製品を持ち込む場合は、きわめて高額な関税（価格の100%前後またはそれ以上）が課せられるので注意すること。

また、古美術品の中には重要美術品の指定を受け、インド政府（考古学局）の許可なしに輸出できないものがあるので、古美術品を購入の際にはこの点の確認と領収書を捨てずに取っておく必要がある。

滞在時の留意事項

●滞在届

インドの滞在期間が90日を超える場合は、外国人登録事務所に登録しなければならない。なお、90日以上インドに滞在した場合は、出国の際に滞在期間中の生活費の出所の証明が必要になるので、外貨買取証明書を税務署に提示して、この証明をしてもらう。

●旅行制限

インド国内には、国防上、治安上の必要性から、外国人の入域を制限している保護地域、制限地域がある。これらの地域への立ち入りには内務省の許可を得なければならない。たとえば、アッサム州等の北東部諸州が制限地域となっている。パンジャブ情勢の緊張に伴い、旅行者がパンジャブ州から陸路パキスタンへ出国する場合、オートバイ等で通過することは著しく制限されているほか、一般の交通機関を利用する場合でも許可が得られないこともあるので、十分注意する必要がある。

●写真撮影の制限

空港、軍事施設、港湾などは写真撮影が禁止されている。橋その他の公共の建物を撮影することも禁止されていることがある。

博物館、美術館内の写真撮影も一般的に禁止のケースが多いので、注意すること。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

インド政府は麻薬取り締まりを強化し、1985年の麻薬法によると、麻薬所持者は最低でも10年以上の懲役刑の厳罰を受ける。なお、外国人でも例外なく懲役刑を言い渡されており、現在でも2人の日本人がニューデリーにおいて1992年6月および同年12月以来裁判を待っている。購入しなかったはずの麻薬が自分のバッグの中から発見されて、麻薬法違反で逮捕されたと訴えてきた旅行者もいるので、疑わしい地域には、近づかないほうがよい。

ボンベイはここ数年の間に麻薬集積地の様相を呈しており、この影響から一般市民の間でも麻薬が大きな社会問題となってきた。これを反映して取り締まりは非常に厳しく、所持だけで刑期10年以上の厳罰に処せられている。また、取締官が密売人に扮して外国人旅行者に接触するなど、いわゆるおとり捜査が行われているという話もある。

また、リゾート地で知られるゴアでは、ヨーロッパからのチャーター直行便があるせいか、アシッド(LSD)をはじめとするヨーロッパのドラッグが持ち込まれている。チボラ、アンジュナ、カラングート等のビーチでは、6～9月のモンスーン期は除いて、週2回ぐらい夜間にドラッグパーティが開かれており、ヨーロッパ人、日本人ヒッピーが参加して、逮捕されるケースが多い。過去に2人の日本人が逮捕されたうえ、1年以上刑務所に拘留された例もあり、ドラッグパーティ等には絶対に参加しないことが肝要である。また、プーナ市においても麻薬で逮捕される外国人が増加しており、2人の日本人が逮捕され刑務所に拘留された例もある。

●不法就労

インドで就労するためには商用査証(入国査証)を取得する必要があるが、これに先立ち、インド国内の雇用者はあらかじめ外国為替管理法の規定に基づいてインド準備銀行の許可を受けておかねばならない。ただし、この外国人雇用許可は、インド国内で得がたい技術、知識をもっている者にのみ与えるとされている。外国人令(1984年)は、外国人がこの許可を受けずに就労することを禁止している。

ボンベイに隣接するプーナ市には、OSHO COMMUNEと呼ばれる新興宗教(教祖バグワン・ラージニーシ、1990年死亡)のアシュラム(修行場)があり、多いときで外国人約4000～5000人(日本人は約300人)が滞在し、さまざまなトラブルが起きている。また査証の延長手続を依頼した業者が悪質だったため、取得した査証が偽造であるとして日本人3人が逮捕されたケースがある。したがって、査証手続は自ら行ふか、信頼される業者を選ぶことが大切である。

●治安維持

一般的に治安に気をつける必要があり、ひったくりや集団での強奪が多い。また、日本では想像しにくいことであるが、種族間、異教徒間の紛争が何回も繰り返されている。したがって、こうした紛争の巻き添えにならないように、人のたくさん集まっているところには近寄らないことが肝要である。

1986年初め、インド政府は外国人留学生に対し、学校の内外を問わず政治活動を行った場合、国外に退去させるとの通告を出している。

強奪、置き引きなどの犯罪は、日本に比べて非常に多く、旅券や所持金を奪われる人が後を絶たない。

日本では、駅などの公共の場所で身辺の近くに私物を置いても、また、網棚に荷物を置いたまま食堂車に行っても、物品を盗まれる場合はほとんどないが、このような状況は世界中でほとんど日本だけの例外的なことだと思ったほうがよい。特にインドではそれが甚だしい。

パンジャブ州、ジャム・カシミール州およびアッサム州では、分離主義過激派によるテロ活動が活発であり、殺人・誘拐等の事件が連日発生しているため、これらの州への不要不急の渡航は控えること。

●その他特殊取締

外国為替管理法による各種の制限や、滞在3カ月以上で外国人登録をした場合は、国外に出るためには出国許可(再入国許可を含む)の取得が必要なこと、立ち入り制限地域があることなど、日本にはない各種の規制があるので十分に注意が必要。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

インドでは、女性は肌を見せないことになっているので、タンクトップ、ミニスカート

や派手な色彩の服装は刺激的であるから絶対避けるべきである。男性でも、見物の際等にショートパンツは好ましくない。また女性の一人旅はきわめて危険なので、絶対にしないように。深夜に1人でデリーの空港に着き、それからホテルを探そうとしているところを、見知らぬ男の甘言についていって暴行を受けた例も少なくないので、厳重な注意が必要である。男ならまだしも、若い女性が興味本位の一人旅をすることは、差し控えたほうが安全である。

その他、インドでは左手は不浄視されており、また相手のカーストを質問することは失礼にあたる。多民族・多宗教が混在しているインドでは、それぞれの所属に対する帰属意識は非常に高いので、特定の民族や宗教に対する批判や言動は控えたほうがよい。

安全のためのひとくちアドバイス

盗難が多いので、現金はごく少額にして、できる限りトラベラーズ・チェック（旅行者小切手）にしておくことが望ましい。カメラ、貴重品は日本出発前に保険をかけるようにしたい。

旅行中は知らない人からアイスクリーム、ソフトドリンク等を勧められたり、食事などに誘われても気軽に応じないこと。睡眠薬を盛られて、持ち物を全部盗まれたりする危険がある。

最近、旅行者が、駅や列車内でわずかな隙に、置き引きなどの盗難にあう例が増加している。旅券を含め貴重品はまず戻ってこないのので、これらの場所では自分の持ち物から絶対目を離さないこと。また、車内等で知り合ったからといって安易に心を許し、荷物の監視を依頼するのは、もってのほかである。

著名な観光地の宿泊施設の中には、日本のガイドブックに紹介されている若者に人気の高いホテルと混同させるような紛らわしい看板を掲げ（一見して区別できないことが多い）、旅行者をだまして連れ込み、法外な料金を請求する例がある。

ボンベイはインド国内では比較的治安が良いと言われてきたが、ここ数年の大幅な人口流入や麻薬の浸透により年々治安が悪化する傾向にある。1990年に入って市内では暴力団同士の対立抗争が後を絶たず、一般市民の死傷者も続発した。このため、マハラシュトラ州首席大臣は1990年7月11日、ボンベイ市とタネ両地区を騒じょう地区に指定する旨、議会で発表した。特に、コラバ、ダダ、バイカラ、ワーリー等の地区において抗争事件が多発した。その後鎮静化に向かっているが、夜間にこれらの地区へ外出するのは避けること。1992年末から1993年1月にかけて大規模な宗教運動が発生し、多数の死者を出したほか、1993年3月には連続爆破テロ事件が発生し、多くの一般市民が死亡するなど、ボンベイは過去のような治安の良い都市とは言えなくなってきている。

最近、複数のインド人が、日本人旅行者に親しげに話しかけ、強力な睡眠薬を紅茶など飲み物に混ぜて飲ませたうえ、眠っている間に旅券や金銭を盗む事件が数件報告されている。特に片言の日本語を使う者や「かつて日本に行ったことがある」あるいは「今度日本に行く」または「案内をしてあげる」等言葉巧みに接近してくる人間は要注意。また街頭では、両替商が声をかけてくるが、金を持ち逃げしたり、ニセ札をつがませるケースがあるので要注意。

カルカッタの治安はあまり良くないので夜間の一人歩きは避けるのが賢明。混雑したバスはスリが多く、カミソリなどの刃物でバッグに穴を開けられ、旅券や現金を盗まれるケースなどが多発している。さらに繁華街では言葉巧みに日本語で言い寄ってきて、詐欺行為を働く者が多い。

マドラスでも最近治安が悪くなっており、強盗・窃盗などの犯罪が増加傾向にある。公共機関（駅など）でも旅券が盗まれたり、南インド旅行中の青年が列車から転落して死亡する事故などが発生しているのので、交通機関の利用にあたっては十分に注意すること。また、市内においても夜間の一人歩きは避けるべきである。

健康上の留意事項

インドはアジアにおいては比較的医療水準の高い国のひとつであり、大学病院、国公立

病院、私立の病院・診療所など各種の医療機関がある。一般に国公立の病院は診療費が無料あるいは安価なため経済的に貧しい患者で混雑し、また、院内が不衛生なので、日本人の利用には適さない。一方、私立の病院には清潔で設備の整ったものもあり、日本人はこれらの中から比較的良いものを選んで利用している。ただし、この場合医療費が高いため、日本出発前に医療保険をかけておくといよい。救急医療体制は十分に整備されておらず、交通事故で怪我人が出てもすぐには救急車はこないで、自ら病院に赴いたほうが早い。

熱帯諸国で認められる風土病はほぼすべて存在する。すなわち、マラリア、コレラ、流行性髄膜炎、日本脳炎、デング熱、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢、狂犬病、住血吸虫症、オンコセルカ症、トリパノゾーマ症、リーシュマニア症、赤痢アメーバ症、結核症、ポリオ、エイズ等が発生している。しかし、十分に注意していれば、これらの疾患は大部分予防することは可能である。

このうち汚染された水や食べ物に起因する疾患、すなわち経口感染症が多いので、生水を避け、煮沸した水かミネラル・ウォーターを飲み、食べ物については十分に加熱したものを食べる必要がある。

マラリアやデング熱など蚊が媒介する病気はモンスーンシーズン（6～9月）から11月頃に流行する。マラリアについては、旅行する地域や蚊の発生状況に応じて予防薬が必要になることがある。予防薬のクロロキンはインド国内でも購入可能である。また、蚊に刺されないように蚊帳、殺虫スプレー・蚊取り線香・モスキートマットを利用したり、夜間の外出時には長袖・長ズボン・厚手のソックスを着用し、虫よけを使用する等の対策が必要である。

発汗と埃による皮膚の汚染のために皮膚の感染症やあせもになりやすいので毎日の入浴は欠かせない。また、日差しが強いため皮膚の敏感な人は日焼け止めクリーム等で紫外線から皮膚を保護する必要がある。

酷暑の時期には脱水状態に陥りやすいので、頻りに水分を補給する必要がある。特に子供には注意が必要である。また、この時期は決して無理をせず、十分に休養をとり、体力の維持に努めるべきである。

野良犬・猫が多く、中には狂犬病をもつものもいる可能性があるため、噛まれないよう注意が必要である。

駐在者の場合、使用人を採用する際には寄生虫疾患、結核などについて健康診断を受けさせるのが賢明である。

アフリカ等の黄熱病の流行地域から入国する際には、検疫で、イエローカードに予防接種の証明（接種後10年以内）が必要であるが、日本などの非流行地域から直接入国する場合には必要ない。

緊急時の連絡先

●ニューデリー

(日本語が通じる場所)

Japan Information Centre

Tel. 3329803, 3329838, 3223778, 3712124

(病院)

Spring Meadows Hospital Tel. 6410347, 6410568

Aashlok Hospital Tel. 609629, 608407

(警察) Tel. 100

(火災) Tel. 101

●カルカッタ

(病院)

Woodlands Nursing Home

Tel. 479-1951, 479-1701~3

Belle Vue Clinic Tel. 247-2321, 247-6925

Calcutta Medical Hospital and Research Institute
Tel.479-1925, 479-1801~2

(警察) Tel.100
(火災) Tel.101
(救急車) Tel.102

●ボンベイ

(病院)

Breach Candy Hospital Tel.3632657, 3633651

Hinduja National Hospital
Tel.467575 内線3206 (Dr.Mahajar)

(警察) Tel.100
(火災) Tel.101
(救急車) Tel.102

●マドラス

(公立病院)

General Hospital Tel.563131

(救急医療施設の整った個人病院)
Apollo Hospital Tel.477447

(警察) Tel.100
(交通警察) Tel.103
(火災) Tel.101
(救急車) Tel.102

緊急時の言葉

(ヒンディー語)

「泥棒」=チョール

「助けて」=バチャーオー

「警察」=ポリース

「病院」=アスパタール

「救急車」=アンビュランス

「消防」=ファイヤル・ブリゲード

「領事館」=ドクターワース

「知らせて」=カバル・カロー

また、「泥棒」はタミルナド州では「ティルダン」、アンドラ・プラディシュ州では「ドンガー」、カルナタカ州では「カルラー」、ケララ州では「カンラン」と、「助けて」はタミルナド州では「ウダビ」、アンドラ・プラディシュ州では「オドゲー」、カルナタカ州では「サハヤ」、ケララ州では「サハーイッカネー」と言えば通じる。さらに、マハラシュトラ州では「助けて」は「マダッド・キージェ」、「大使館」は「ラージドューターバース」、「領事館」は「ワーニジュヤ・ドューターバース」、「知らせて」は「カバル・キージェ」。マラティー語では「領事館」は「ワキラト」、「知らせて」は「クルワ」。

在外公館アドレス

●大使館

在インド大使館

Embassy of Japan, 50-G, Chanakyapuri, New Delhi, India
Tel.6876581~3,6876564

●総領事館

在カルカッタ総領事館

Consulate-General of Japan, 12, Pretoria Street, Calcutta 700 071, India
Tel. 242-2241~5

在ボンベイ総領事館

Consulate-General of Japan, No.1, M.L. Dahanukar Marg, Cumballa
Hill, Bombay 400 026, India
Tel. 4933857, 4933843, 4934610

在マドラス総領事館

Consulate-General of Japan, 60, Spur Tank Road, Chetput Madras 600 031,
India
Tel. 8265594, 8265606, 8264265, 8264349

データ名：●デリー「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：7786

参照：14

●デリー「防犯の手引き」

防犯の手引き

平成4年10月1日
在インド日本国大使館

目次

- 1 はじめに
- 2 注意する犯罪
- 3 被害に遭わないために
- 4 具体的な対策
 - (1) 強盗被害に遭わないために
 - (2) 空巣狙いの被害に遭わないために
 - (3) 街頭で被害に遭わないために
 - (4) 車利用時の注意
 - (5) 誘拐事件の被害者とならないために
- 5 緊急連絡先

1 はじめに

観光ブームに伴いインド各地を訪れる観光客の数も年々増え、また日印関係の緊密化が進むにつれ、デリーの在留邦人数も増加傾向にあります。

反面、邦人の行動の活発化に従い当地で犯罪の被害に遭われる方も増えてきました。インドは他のアジア諸国と比較しても、人口1万人当りの犯罪発生件数は決して高くはなく、治安が極端に悪い所ではありませんが、用心に優る防犯はありません。

この手引きがデリーで生活する上で防犯の参考となれば幸甚です。

2 注意すべき犯罪

過去においてデリーで邦人が被害にかかった主な事件は、強盗、空巣狙い、車上狙い、ひったくり、置引き、詐欺などであり、このうち置引き、詐欺は旅行者がたびたび被害に遭っております。なかでも置引きが圧倒的に多く、駅、列車内で僅かの隙に盗まれています。

また、最近当地では、ことば巧みに旅行者に近づくインド人による犯罪も増加しております。これは、インド人が、邦人旅行者に対し睡眠薬入りの飲物や菓子を勧め、好意を信じて飲食した旅行者が眠っている間に所持品を奪ったり、あるいはオートリキシャのドライバーに連れていかれたり、紹介された料金の安いホテルで不当に高い料金を請求されたり、人気の無いところへ連れていかれ、金品を強奪されるという事件が頻発しております。

3 被害に遭わないために

一般に犯罪は常習的に行われ、その場合犯人は意識的あるいは無意識に同じ方法を繰返していることが大半です。従って犯罪を見聞した時は他人事と軽視せず、同じような犯罪が自分の身近で起こり得るという警戒心を持ち、平素から犯罪について関心を持って対処していくことが大切です。

完全な防犯は難しいことですが、当地では、自宅の施錠などの防犯設備をしっかりとしておくこと及び外出時には犯罪を誘発するような隙を作らないことが大切です。

4. 具体的な対策

(1) 強盗被害に遭わないために

デリーにおける強盗事件の特徴は、

(イ) 複数で犯罪を行い、その際見張りを置き警戒している。

(ロ) 昼食時、薄暮時及び深夜帯(午前0時～3時)に多発している。

(ハ) 「主人の友達である」、「住所を探している」等の口実をつくり、家人が不用意にドアを開けたところを一気に押し入る。この際抵抗を不能にするため、凶器で切りつけ、あるいは殴打することが多い。

(ニ) チョキダールや以前の使用人等内部の事情に精通している者が手引きする。

(ホ) 凶器を所持して犯罪を行う。

等にあります。

この対策としては、

(イ) 泥棒や強盗犯人が、防犯状況や金目の物の下見を兼ねて来ることがありますので、赴任や帰国に伴いクーラー等の取付けや売却に当たっては、必要最少限度の者のみの中に入れ、その際、必要のない高価な物を目に触れる所に置かないこと。

(ロ) ドアには必ず覗き窓とチェーン・ロックを取り付け、来訪者と応対する時は、ドアを全開することなく行えるようにすること。

(ハ) 就寝時あるいは外出時には、面倒であっても全てのドアに鍵をかけ、万一侵入されても被害を大きくしない方法をとること。また、家庭の最終の避難室となる部屋(通常はベッド・ルーム)のドアには2個以上の鍵を取り付けることが望ましい。

(ニ) 窓には、2階であっても、グリルを設置すること。

等が考えられます。

なお、不幸にして侵入され犯人と相対することとなった場合、犯人の大半は凶器を所持している上に、警察に捕まることを非常に恐れており死物狂いであるため、完全に制圧できる自信と状況にない限り、抵抗はせず、相手の要求する金品を渡して退散させた方が無難です。

(2) 空巣狙いの被害に遭わないために

空巣狙いへの対策は、基本的には強盗の場合と共通する点がほとんどですが、その防犯上の注意事項は次のとおりです。

(イ) 鍵を紛失したり、元の使用人が合鍵を持っていると思われる時は必要なドアの鍵を取替えること。

(ロ) 玄関ドアは複数の施錠をすること。

(ハ) 暑い時期は夜間つい窓を開放しがちですが、就寝前には必ず点検し、鍵をかけること。

(ニ) 窓ガラスだけでは簡単に破壊され、侵入される虞があるのでグリルを取付けること。この場合、人の出入りでやむを得ない所を除き、窓枠への取付けはやめ、建物の構造部分へ取付けること。

(ホ) 侵入者の接近を心理的に困難にするので、夜間、家屋の周囲の照明はできるだけ明るくしておくこと。

(ヘ) 使用人を雇用する場合には、詳しい身上書と写真を提出させると共に、運転免許証等で身分確認を行うこと。できれば身元保証人を求めること。雇用後は、不用意に貴重品を放置する等出来心を誘発しないよう気をつけること。

一方で、有力な防犯のアシスタントとすべく、平素から次の点を指導し、防犯についての関心を高めておくこと。

(i) 常に家の周囲の状況に注意の目を向けさせ、不審者や不審な物件を認めた時は家人に連絡させること。

(ii) 家人の旅行計画、所有物等の情報を不用意に第三者に漏らさせないこと。

(iii) 万一に備え、クォーター居住のサーバントと非常時の合図を決めておき、直ちに救援を得られるようにしておくこと。

(3) 街頭で被害に遭わないために

デリー市内の観光地や繁華街では、スリやひったくり等の犯罪が多く発生しています。外出する時は不用な現金や貴重品を持ち歩かないようにするとともに、サイフをズボンのうしろポケットに入れるなど外部から容易に察知することができるようなことをしないことが大切です。また、邦人旅行者がちょっとした不注意のため犯罪に巻き込まれ、せっかくの海外旅行が台無しになる例が少なくありません。

観光地や繁華街では次の点に注意をしてください。

(イ) なれなれしく甘言を用いて近付いてくる者は要注意です。信頼し荷物の監視を依頼したり、相手の提供するものを飲食したため、荷物を持ち逃げされる事件が多く発生しています。貴重品はいかなる場合にも身に付けておいて下さい。

(ロ) 女性が肌を多く露出するような服装をして歩くことは危険です。

(ハ) オールド・デリーなどでは、タクシーやオート・リキシャのドライバーが麻薬の密売人であることが少なくありません。近年インドでは麻薬が大きな社会問題となっており、変な好奇心から手を出すことは絶対に避けなければなりません。

(4) 車利用時の注意

当地では運転免許が簡単に取得でき、交通ルールも十分に守られていないので、できるだけドライバーを雇うことをお勧めします。

御自分で運転される場合には、見通しの悪い交差点等では必ず徐行して下さい。特に、バスは赤信号でも交差点に進入してくることがあるので要注意です。

万一事故の当事者となった場合には、警察官が到着するまで現場を立ち去らないでください。但し、ヤジ馬が取り囲み現場にとどまることが危険であると認められる時は、その場を離れ速やかに警察署に事故の発生を届けて下さい。従って、よく利用する経路については警察署等の所在地を把握しておくことが大切です。

車から離れる場合には、車内には貴重品を残さないようにし、やむを得ず置いておく場合にはダッシュ・ボード、トランク等外部から見えない鍵のかかる場所に収納するようにして下さい。

(5) 誘拐事件の被害者とならないために

当地では外国人を狙った誘拐事件は幸いにも殆ど発生しておりませんが、模倣性のある犯罪なので警戒心を持つことが大切です。

被害者とならないためには平素から次のような点に注意して行動することが必要です。

(イ) 出勤時、周囲の駐車車両、歩行者等に平素と変わったところがないか必ず確認すること。

(ロ) ドライバーの運転であっても、常に周囲、特に後方への注意を怠らないこと。

(ハ) 判で押したような同一経路の利用は危険であり、場合によっては乗車後経路を指定すること。

(ニ) ドライバーに、尾行車等の有無について常に確認させること。また、平素から注意すべきことをよく指導しておくこと。

5 緊急連絡先

犯罪の被害に遭うなど緊急事態が発生した時は100番に直ちにダイヤルして下さい(日本の110番にあたります)。

内容を詳しく伝える必要はありません。「緊急事態なので助けて欲しい」と自分の現在の位置及び名前を告げれば、パトカーに無線連絡してくれます。

当地は電話事情が劣悪であることから、いざという時スムーズにつながらないことも懸念されますので、隣人、家主と良好な人間関係を培っておくことも大切です。

また、不幸にしてパスポートを盗まれた場合には、警察の盗難証明及び写真(4.5×3.5cm)2枚も添えて大使館(領事部)にお越し下さい。

○ デリー警察(緊急通報) TEL 100

○ 在インド日本国大使館 TEL 6876564

6876581～3

データ名：●カルカッタ「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：11491

参照：12

防犯の手引

在カルカッタ日本国総領事館
平成4年10月

インド観光ブームや日印経済関係の緊密化に伴い、カルカッタを訪れる邦人が年々増えております。しかし、その反面残念ながら犯罪の被害に遭遇される方が非常に多くなってきております。この手引はカルカッタに来られる邦人及び旅行者の皆様が安全に過ごされるための一助として何らかの御参考になることを願って作成したものです。

なお、本手引に御意見などお気づきの点がありましたら、当総領事館までお知らせください。

平成4年10月
在カルカッタ総領事館

目次

1. 基本的心構え
2. カルカッタにおける犯罪の発生状況
3. 防犯のための具体的注意事項
 - (1) 盗難対策
 - (2) 強盗対策
 - (3) 交通事故対策
 - (4) 街頭での防犯対策
 - (5) その他
4. 誘拐防止対策
5. 緊急連絡先

1. 基本的心構え

外地で生活する場合、我々は、国情・文化・生活習慣・生活環境・民族性等の異なる異国の地にいる事を念頭に置き、常に外国人であることを謙虚に認識する必要があります。同時に、その土地の人々と平素より交流を保ち、困ったことがある場合気軽に相談できるような良き人間関係を築いておくことが大切です。その上で邦人相互の団結、さらに在留外国人との連帯の強化が重要になってくると言えるでしょう。

一般に犯罪は常習的に行われ、その場合犯人は意識的あるいは無意識に同じ手口を繰り返していることが大半です。従って、犯罪を見聞きしたときは他人の事と軽視せず、再度同じような犯罪が身近で起こり得るといふ警戒心を持ち、普段から犯罪について関心を持って対処していくことが大切です。完璧な防犯は難しいことですが、当地では自宅の施錠などの防犯設備をしっかりとっておくこと及び外出する場合は犯罪を誘発するような隙を作らないということが大事ですし、実際カルカッタではこれだけでも相当の効果があると思われれます。

2. カルカッタにおける犯罪の発生状況

カルカッタ市警察当局によれば、カルカッタ市はインドの他の都市または地域に比べて殺人

、強盗等の凶悪な犯罪は少なく比較的安全な街だと言われてはいますが、特に在留邦人の多くが移住するアリポール、バリガンジー地区ではほとんど発生していない趣きです。しかしながら、盗難程度の犯罪は連日発生しているのが現状です。

盗難事件等で、邦人が被害を被るケースとしては「旅行者等短期滞在者」が特に多く、その実例としては……

(イ) 駅の構内において、乗車しようとする邦人の前に立ちふさがり、ひるんだ隙に他の仲間が強奪

(ロ) 駅など混雑の激しい所での、スリ及び盗難 (強奪)

(ハ) 列車、バス内における。雑談中の盗難及び荷物等から目を離した「一瞬の油断からの盗難」

(ニ) 列車等の棚等に荷物を持ち上げている間の盗難

(ホ) 列車の指定席等に乗車中、駅員または列車乗務員「制服制帽着用」らしき人物から「その席はすでに予約済みである」として他の席への移動を促され、背中を向けた一瞬の盗難

(ヘ) 睡眠中の盗難

(ト) ホテル内における停電中の盗難 (カルカタ市内では、1日数回の停電がある)

(チ) 土産屋等において、政府の役人と称するものから「牢屋にぶち込む」とか「パスポートのナンバーを剥ぎ取る」等と脅迫されたり、または暴力的な脅しをかけられて、商品を法外な値段で買わされる。

(リ) 在カルカタの某総領事館において、同国へのビザ発給申請手続中、館員らしき人物から「ビザ発給の手数料」を請求され、手数料及びパスポートを騙し取られたケース等々。

その他、置き引き、ひったくり等の被害を受ける邦人が非常に多いので注意が必要です。

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 盗難対策

(イ) 住宅事情が悪く大半の邦人がフラット住まいをしているカルカタ市内においては、アパート自体が警備員を抱えているところが多いので、外部よりの空き巣狙い等に対する防犯の面では一戸建に比べむしろ安全といえますが、主人等不在時に使用人によると思われる盗難が報告されていますので、出かける際には必ず施錠を心がけ、使用人には常日頃より家財の管理には注意を払っているとの印象を与えておくことが必要です。また、使用人が帰った後の夜間外出の際には電灯やラジオをつけておくことも防犯のための一案といえましょう。

(ロ) 一戸建の場合、上記(イ)の他、昼間庭で時折遊ぶ等して存在を明らかにしたり、使用人に同時に休憩時間を与えず、昼間も時々巡回見回りをさせ、「この家は侵入しにくい」との印象を与えることが必要です。もちろん、夜警がいる場合には居眠りをしないように時折深夜に夜警の勤務状況をチェックするよう心掛けることは言うまでもありません。

(ハ) 当国に長期滞在をする場合、不可欠となる使用人の雇用問題は悩みの種になりますが、使用人は我々の最も身近な現地の人々であり、身の安全を確保する上での重要なヘルパーであることも充分認識し、仮にも反感を買うこと等ないように上手に接し、指導していく必要があります。その雇用にあたっては面接等により人柄を見抜くよう努めるとともに、使用人の経歴、推薦状の有無、住所、家族の居所、出身地等を十分にチェックした後、写真を提出させる等のことを行ない、身元を慎重に確かめた上で決定すべきでしょう。多少の不便は我慢してでも、時間をかけて良い使用人を探し当てる努力が大切です。雇用後は不用意に貴重品を放置するなど出来心を誘発しないように気をつけましょう。また、犯罪を犯した使用人、素性の悪い使用人、悪質な家主等に関する情報については邦人間で連絡を密にし、情報蓄積をしていくことも必要でしょう。

(2) 強盗対策

万が一強盗に押し入れられた場合の対策としては、侵入されたら抵抗して生命身体に危害を加えられないよう直ちに住居内で最も安全な部屋（主寝室等予め決めておくことが望ましい）に避難し、警察、隣人、知人等に助けを求めることが肝心です。電話線を切断して侵入することもあるので、近所にまで聞こえる大型の非常ベルを鳴らすボタンを避難する部屋に設置する等の対策を講じておくことが望まれます。強盗は金目当てである場合が多いので、現金を家屋内の目につきやすい場所に一定額用意しておくのも一方法であり、実際効果があるようです。

(3) 交通事故対策

防犯には直接関係ありませんが、カルカタ市内の道路の劣悪さ、交通量の多さ、整備不良車の氾濫等に加えて、運転は無秩序で交通ルールを無視する等交通状況は我々にとって信じ難い状況といえます。従って、カルカタにおいて交通事故の発生は日常茶飯事になっていますが、一旦交通事故を起こした場合、特に相手方を殺傷したような場合には、被害者、加害者に直接関係のない群衆が取り囲み、加害者に乱暴を働くという事例がしばしば報じられています。このような交通事故後の暴行傷害等の被害を未然に防止するには、即刻事故現場から離れ、その後最寄りの警察に保護を求め難を避けるしかないと思われます。これは「ひき逃げ」ということではなく、付随的災難を防ぐためやむを得ない自衛手段と考えてよいでしょう。避難を終えて後、管轄の警察、また事態が深刻な場合は総領事館とも連絡を取りつつ、必要な事後処理をすることになります。

(4) 街頭での防犯対策

カルカタ市内の繁華街やバス等車中にてスリやひったくり等の犯罪が多く発生しています。外出する時は不要な現金や貴重品を持ち歩かないようにするとともに、ズボンの後ろポケットに入れるなど外部から容易に察知することができるようなことは避けて下さい。また、カバンに入れていても、刃物で切り、盗む例も発生していますので、体の前面で抱える等注意を怠らないようにしましょう。

邦人旅行者の間でも、ちょっとした不注意のため犯罪に巻き込まれ、せっかくの旅行が台無しになる例が少なくありません。旅行者の方々は、以下の点にくれぐれも注意して下さい。

(イ) 日本語等でなれなれしく甘言を用いて近づいてくる者には絶対要注意です。信頼し荷物の監視を依頼したため持ち逃げされたり、特に安宿では従業員と共謀し、室外に誘い出された隙に部屋に残した荷物を盗まれる例が発生しています。貴重品はいかなる時でも身に付けておいて下さい。

(ロ) 女性がショート・パンツ等肌を多く露出するような刺激的な服装をして歩くことは危険ですので、絶対にしないで下さい。

(ハ) 近年インドでは麻薬が大きな社会問題となっており、カルカタ市内でも密売人が多く、誘われる場合があると思いますが、変な好奇心から手を出すことは絶対に避けて下さい。捕まれば外国人といえども重罪人として取扱われます。

(5) その他

在留邦人、旅行者を問わず、空港において出入国の際に空港係官（または係官と思わしき者）から不当に金品等を要求される等嫌がらせを受ける事例があるようですが、このような要求があった場合にはその証拠につき具体的に質すなり、当該係官の責任ある上司と直接あって相談してみるのも一案です。また、その場の状況判断により筋を通して臨機応変に対処することも重要です。

4. 誘拐防止

誘拐防止については日頃より各自注意を心掛けることは言うまでもありません。以下の具体的対策を参考にして下さい。

(具体的対策)

(イ) 自宅

ブラインド、カーテンの隙間から、通りの様子を伺い、一見何でもないが毎日起きていることとは違う事柄に注意する習慣を付ける。

- (a) 道路工事、誰かを待っている様子の人物、中に人のいる車両等
- (b) 遠近を問わず駐車中の車両に注意を払う。たとえ姿が見えなくても車両の中に潜んでいて我々の行動を監視している可能性もある。
- (c) 当該車両があれば車両番号を控えておく。同じ車両が毎日ある場合は犯人である可能性が高いといえる。
- (ロ) 道路上
 - (a) 自分で運転している時は勿論の事、運転手付きであっても、車中で書類を読んだりせずに周囲の状況に注意を払う習慣を付ける。もし不審な車両に尾行されたり、不審な事が発生した際には、赤信号を利用して進路を変え尾行を振り切る。
 - (b) 不審車両を察知したら、一旦停車し、当該車両を先に通させてから進路を変えるのも一案である。
 - (c) 事務所、自宅に入るとき、直接入らずに一旦その周囲、一角を一回りし、翌日にはこれを止めてUターンをして引返したりして尾行点検を実施する。
- (ハ) 外出時間の変更
 - 判で押したような出勤、帰宅、外出は犯人に絶好の材料を与える。
- (ニ) 車両の変更
 - 時々、車両を変更する。また、いつも使用している車両に誰か似た人に乗ってもらい、いつもの時間にいつものルートを通ってみる。この時、当該車両を追尾し、尾行点検を実施する。
- (ホ) 道路の変更
 - 出勤、帰宅、外出の道順は出来るだけ変更する。運転手には車に乗ってから行先を指示する。
- (ヘ) 行動の秘匿
 - 行動は徹底的に秘密にする。先に行動予定を明らかにし、これと異なった行動を意識的にする。
- (ト) 道路の選択
 - 裏通りは出来るだけ避け、交通量の多い道路を走る。危険な地域に入らない。
- (チ) 走行車線
 - 出来るだけ中央よりを走る。特に広い車線の道路では中央線を走る。
- (リ) ドアロックの徹底
 - 車の窓は必ず閉める。やむを得ない場合は少しだけ開ける。どんなに短期間であってもドアは必ずロックする。
- (ヌ) 夜間の路上駐車禁止
- (ル) 乗車前の確認
 - 車両に乗車する際には、車中、車の下、前後に不審物件がないかどうか確認して乗車する。
- (ヲ) 必要書類保管場所の明確化
 - 事案発生に備え、旅券、保険関係書類、所在国および在日の連絡先リスト等の必要書類や医療関係記録(病歴、血液型、常用薬、持病、歯科医の記録)を整理して家族等にわかるようにしておく。
- (ワ) 電話
 - (a) 電話帳から自宅の電話番号を探知されないため電話会社に申請して電話帳に掲載しないよう依頼する。
 - (b) 電話がかかってきた時は、相手が誰であるか確認した後で話し出す。
 - (c) 犯人は誘拐対象の声、あるいは在宅確認のため電話する場合があるので、その場合は相手の意図を挫く意味で電話を切るべきである。
 - (d) 電話番号及び自宅の住所は、あまり人に知られないように心掛ける。

5. 緊急連絡先

- (1) 日本国総領事館 22-2241~5

勤務時間：09：00-17：00（月、火、10月～3月の木、金）

09：00-13：00（水、4月～9月の木）

午後休館の際及び土曜日午前中は当番者がおります。

(2) 警察 100（緊急時）

カルカタ市警察本部 25-5900 / 25-5991～3 / 25-5762～4

アリポール警察署 71-1021 / 71-1101

バリガンジー警察署 75-5931 / 75-6104

ガリハタ警察署 74-2784

パーク ST.警察署 29-8321

尚、バリガンジー警察署、ガリハタ警察署、パーク ST. 警察署についてはポリス・コントロール（47-3304）に電話連絡の上取り次いでもらうことも出来ます。

(3) 火災 101

(4) 救急車 102

(5) 病院

WOODLAND NURSING HOME 71-1701～3 / 71-1951

BELLE VUE CLINIC 47-6925 / 47-7473 / 47-2321

CONSULATE-GENERAL OF JAPAN

12, PRETORIA STREET,

CALCUTTA - 700 071

PHONE : 22-2241～5

FAX : 22-0954

TELEX : 21-5774

データ名：●ボンベイ「防犯の手引き」
ID：KAN00010
登録日付：94/04/04
属性：テキスト
バイト：11342
参照：11

●ボンベイ「防犯の手引き」
防犯の手引き

平成4年10月1日
ボンベイ日本国総領事館

目次

はじめに
基本的な心構え
ボンベイ市の治安状況
一般的な防犯対策
テロ誘拐対策
交通事故について
緊急連絡先
おわりに

はじめに

インド最大の商業都市であるボンベイ及びその周辺には、平成3年10月現在約280名名の在留邦人が滞在しており、各企業からの派遣者やその家族、留学生、インドに永住する人など様々です。いずれにしても、文化、習慣、宗教、社会制度、価値観など日本とは全く違う環境の中で生活することは大変なことです。当然、これらの違いは治安の面にも大きく影響しており、残念ながら日本ほどの治安の良さは望めません。そのため、当地において安全な生活を送るためには日本で生活するのとは違った様々な努力が必要となります。

この小冊子は、安全な生活を送るためにはどんなことに気をつけたらよいのか、当地における防犯上の注意事項を述べたものです。

1. 基本的な心構え

- (1) 自分達の安全は自分達自身で守る
守るべきものは自分達自身の生命であり財産です。結局最後は他人まかせにはできるものではなく自分たちで守るしかありません。
- (2) 家族全員が防犯意識を持つ
家族全員が防犯意識を持って一人一人が気をつけなければ意味がありません。常日頃から家族で防犯について良く話し合いをしておきましょう。
- (3) 予防こそが最大の武器
多くの犯罪は、用心していればかなり防げるものです。用心しすぎかなと思えるくらい用心すべきです。

2. ボンベイ市の治安状況

- (1) 犯罪発生状況
ボンベイ市はインドの中でも比較的治安の良い方だと言えますが、都市化現象が進み、人口が増えてスラムが拡大することなどに伴って治安は悪化しており、現在大きな社会問題となっております。

人口がほぼ同じ規模の東京都と、1991年の主要犯罪の発生状況を比べてみたのが下の表です。

種別	項目	東京都	ボンベイ市
	人口	1,169万人	1,019万人
殺人	発生件数	110件	473件 (+27件)
	発生率	0.9件	4.6件 (+0.1件)
	検挙率	93.6%	80.5% (-0.5ポイント)
傷害	発生件数	2,469件	6,496件 (+217件)
	発生率	21.1件	63.7件 (+0.7件)
	検挙率	82.1%	83.5% (-0.3ポイント)
強盗	発生件数	463件	1,181件 (+227件)
	発生率	4.0件	11.6件 (+2件)
	検挙率	66.7%	39.4% (+5.4ポイント)
窃盗	発生件数	196,807件	18,866件 (+1,350件)
	発生率	1,683.6件	1,851件 (+9.4件)
	検挙率	27.2%	23.9% (-1.4ポイント)

注：1. 発生率は人口10万人当たりの発生件数
2. ボンベイ市の（ ）内は対前年比

この表からもわかるように、ボンベイ市における犯罪発生数は増加し、逆に警察による検挙率は低下の傾向にあります。また、窃盗の件数は東京都の方が発生件数が著しく多くなっていますが、これはボンベイ市では市民の警察に対する信頼が低いことから、少額の被害については一般に届出がなされないからだと思います。

(2) 治安上の問題点

イ. ボンベイには周辺地域から多くの人々が職を求めて流れ込んでおり、職に就けずスラムに定住する者の中には犯罪に走る者も多く、盗難等の増加の原因となっていると見られています。

ロ. 他方、増加する犯罪に対して警察力は十分とは言えず、捜査力、士気も必ずしも高いものではないため、市民からの信頼も低く、盗難届を出しても被害品の回復は望めない状態であることから、少額の被害については手間を惜しんで届出をしない者が多いようです。

ハ. 宗教及び政治を巡っての激しい対立があることから、各宗教の祭礼、政治ストライキ及び各種選挙などに際して地域的な暴動が発生することがあり、無関係の者まで巻き添えになることがあります。

ニ. 暴力団組織の活動が活発であり、時折、対立する組織の間で抗争事件が発生していますが、これらの構成員はほとんど全てが拳銃、ナイフなど（場合によってはライフル、自動小銃など）で武装しており、抗争事件に市民が巻き添えになって負傷することもあります。

3. 一般的な防犯対策

(1) 住居

イ. 住居の防犯対策のチェック

ほとんどの在留邦人はフラットに住んでいますが、それぞれ自分の住んでいるフラットの防犯対策、たとえばウォッチマンの勤務ぶりや出入り口の防犯対策などをチェックし、必要があれば管理組合に申し入れるなどの手を打つ必要があります。

ロ. 近所の住人、ウォッチマンなどとの良好な関係

これらの人々と良好な関係を結んでおけば、不審者がいるなどいろいろな防犯上役立つ

情報を教えてもらえたり、自宅を不在にする際のチェックを依頼できたり、イザというときに助けてくれたりもするでしょう。

ハ. 入口ドア、窓等の対策

入口ドアには必ず覗き窓をつけて訪問者が確認できるようにしておき、ドアチェーンを取り付け、錠は最低2個は取付けておきましょう。インド製の普及品は簡単に開けられてしまいますので必要であれば丈夫なものに取替えましょう。また、錠の鍵を無くしたときや新居に移った際は錠を取替えておく方が安全です。低い階の場合は窓からの侵入を防ぐために窓に鉄格子などを取付けることが必要です。

ニ. 訪問者に対する警戒

訪問者に対しては必ず覗き窓から相手を見て、ドア越しに用件、身分などを確認し、不審な者は屋内に入れないこと。また、訪問者に対する警戒については家族や使用人にも徹底しておくことが大切です。そういった警戒の出来ない小さい子供だけ家に残して外出することは非常に危険ですので避けましょう。

ホ. 使用人に対する注意

使用人に現金、持ち物を盗まれたり、泥棒の手引きをされたりといったようなことの無いように十分注意する必要があります。まず、使用人は信頼のおける人の紹介を受け、事前に面接をしたり以前の雇い主から評判を聞いたりして採用するなどし、採用後もその行動に注意してスキを見せないようにしましょう。特に最初が肝心です。また、金品を目に付くところに放置したりするなど相手の出来心を誘うようなことは避け、貴重品は必ず錠のある保管場所に保管しましょう。

(2) 外出時

イ. 自分の持ち物に十分注意する

相手は一瞬のスキを狙っています。自分の持ち物を常に監視し、貴重品は体から離さないこと。

ロ. 犯罪を誘発するようなことはしない

公衆の面前で財布を広げたり、大金を数えたりしないこと。財布を外から見えるズボンのポケットなど無造作に入れたり、持ち物を放置したままその場を離れたりしないこと。また、夜間、女性一人でタクシーを利用したりすることも危険です。

ハ. 危険な場所に近づかない

選挙運動の際の演説会場、選挙の投票場所付近、交通事故現場など群衆が集まっている場所、祭礼の際の異なった宗教の信者の居住地域が接している地域などは暴動の発生する恐れがあるので近づかないこと。また、暴力団の根拠地、主として北部市街地の BANDUP.NAGPADAM ATUNGA.BYCULLA.DADARなどの地域の裏通りなどには立ち入らないこと。

ニ. 近づいてくる人間を不用意に信じない

駅や空港で、あたかも公の職員であるかのように装って近づき、手数料などと称して本来不必要な金額を要求したり、悪質なタクシーを斡旋したり、さらには相手のスキを狙って財布やパスポートを盗む手口もあります。また、親しげに近づいて睡眠薬入りのコーヒーやジュースを飲ませ強盗を働く事件も起こっています。近づいてくる人間には一応の警戒心をもって対応すべきでしょう。

ホ. むやみに人と争わない

当地の暴力団員は一見ただけでは一般市民と区別が付きませんが、必ず武器を携帯しています。もし、争った相手が暴力団員であった場合思わぬ被害にあう恐れがあります。

(3) 麻薬について

当国では麻薬犯罪に対する取締りが厳しく、麻薬所持で有罪になると10年の懲役刑が課せられます。事実、インド国内において麻薬犯罪で逮捕され、1年以上刑務所に拘留された日本人もいます。街頭で密売人が声をかけてきたりすることがあっても絶対に拒否すべきです。地方によっては、警察がオトリ捜査をやっているといわれています。興味本位にうっかり手を出すと取り返しの付かないこととなります。

4. テロ、誘拐対策

当地における日本及び日本人に対する感情は良好であり、これまで日本人を対象としたテロ事件や誘拐事件は発生していません。しかし、インド国内におけるパンジャブ、ジャム・カシュミールなど各派のテロ活動の活発化や日本の国際的地位の変化などに伴って、今後日本人が標的になる可能性は否定出来ません。

(1) 情報の収集

平素から国際情勢、当地における日本人に対する感情の変化、外国人に対するテロ事件の発生状況などについての情報を新聞やテレビニュースなどにより入手しておきましょう。

(2) 身の周りの変化に注意

テロ事件や誘拐事件の前には、テロリストによる綿密な事前調査が行われるのが常です。被害に遭う前には必ずその兆候が現れています。具体的には、不審な人物が近くをうろつく、通勤中に尾行される、無言電話が頻繁にかかる等です。したがって、常日頃から身の周りのあらゆること、例えば何時も駐車している自動車、何時も店を出している物売りの屋台、通勤に使う道路の状況などに注意を払っていれば、変化に気付くことができるでしょう。

(3) 日常生活における注意

イ. 近所の住人との良好な関係や訪問者に対する対応、使用人に対する注意等は一般的な防犯上の対策と同じです。

その他使用人には、電話の応対要領、家人がいないときの応対要領、家人の行動予定を他人に知らせないなど十分に理解させておきましょう。

ロ. 電話

相手は家人の行動を知るために電話を利用することがあります。掛ってきた電話に対してはこちらから先には名乗らない、不用意に家人の予定を知らせない等の注意が必要です。

ハ. 外出時

通勤経路、買物経路などはワンパターンを避け複数の経路を確保し、一方通行路、人通りの少ない道路は避け交通量の多い道路を選びましょう。

ニ. 自動車利用時

車の乗り降りの時と車庫から幹線道路までが最も危険だといわれています。乗降車する際には不審な車や人が周囲にいないか確認しましょう。乗車中はドアをロックし、窓は開めるか僅かだけ開けておき、容易にドアを開けられたりしないようにしましょう。

また、走行中も常に周囲に注意し、万一尾行されているようであればひとまず安全な場所に避難しましょう。

ホ. 家族全員の理解

家族全員がこれらの注意事項をしっかり理解し、各人が気をつけることが必要です。特に子供については親が良く話して聞かせ、知らない人について行かないこと、来訪者、電話への応対など理解させておきましょう。

ヘ. その他

万が一に備えて旅券、保険関係書類、病歴、血液型、常用薬名と入手先、特定の持病などを記録した書類を整理しておきその所在を家族、同僚にわかるようにしておくといいでしょう。

5. 交通事故について

当地は自動車交通量が多い上に交通マナーも悪く交通事故の危険性は高いといえます。交通事故処理の方法も日本とはかなり違ってきます。基本的には、なるべく運転手を雇用して運転させる方が、万一交通事故に遭った場合も比較的スムーズに処理ができるようです。

(1) 物損事故が発生した場合

言葉の問題等もあり運転手同士に話し合いをさせた方がよいようです。修理代金の賠償問題もありますので必ず相手の運転手の身分事項、車のナンバーなどを記録させておき、

警察に事故届を出させておくべきです。現場で長時間やり取りしても、群衆が集ってきたり、二重事故に遭うなど危険な場合があるので必要事項を確認したら現場を離れた方が賢明です。一般に警察は現場には立ち会いません。

(2) 人身事故が発生した場合

基本的には物損事故と同じですが、まず負傷者を救護しなければいけません。人身事故の場合群衆が集まってきて騒ぎだすこともありますので、とりあえず負傷者を適当な病院へ運びます。病院によっては負傷者の出身階級を問題にするところもあるようですので、たらい回しにされたりしないよう運転手などの意見を聞くことも必要です。

6. 緊急連絡先

警察緊急通報	100
ガムデビ警察署	3630592
(邦人の多くが居住しているマラバルヒル、カンバラヒル地区を管轄する警察署)	
消防署	101
救急車	102
総領事館	4933857/4933843

おわりに

在ボンベイ総領事館では在留邦人の安全のため、各種情報の提供、会議の開催など様々な対策を行なっています。しかし、今後更に安全対策を進めて行くためには在留邦人の皆様のご理解ご協力が是非とも必要です。皆様からの安全に関する情報、あるいは相談などがありましたら総領事館にご連絡下さい。

また、外務省の作成した安全のためのパンフレット「海外赴任者のための安全対策チェックリスト」、「海外における誘拐対策Q&A」なども併せて参照下さい。

データ名：●マドラス「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：15084

参照：8

●マドラス「防犯の手引き」

安全の手引

—在外生活における安全をいかに確保すべきか—

平成4年10月1日

在マドラス総領事館

—はじめに—

近年、我が国経済の国際化の進展に伴い海外で生活する在留邦人も増加し、事件や事故に巻き込まれる邦人の被害者が増えてきました。

海外で直面する様々な危険から身を守り、安全な生活を送るためには、自分の身の回りに安全な環境を自らの努力で確保することがますます重要になってきています。

インドは、8億人以上の人口を抱えていることから、他のアジア諸国から比較して人口当たりの犯罪発生率が極端に高いわけではありませんが、日本の経済成長や円高の定着により日本人は金持ちであるとの認識が定着するにつれ、犯罪者の標的にされつつあります。今後とも、事件や事故に巻き込まれないためにも、当地に在留する邦人が安全に生活できるようにと、この手引を作成しました。当地に長く滞在されている方にとっては、ごく当然のことで、目新しい点はないかもしれませんが、新たに赴任された方々、身の回りの防犯の再点検をする意味でも、お役に立てるのではないかと思います。

この手引では、当地で在留する上で留意すべき基本的な安全対策を口にチェックできるようにリスト形式に取りまとめ、読みやすく編集しました。

なお、本手引は、今後とも更に充実した内容にしていきたいと思いますので、皆様の生活体験談や日頃の防犯対策等お気づきの点がありましたら、総領事館までお知らせください。

目次

1. 基本的な心構え
2. 犯罪の発生状況
3. 住居の安全
 - (1) 住居の選択
 - (2) 住居の警備
4. 移動の安全
 - (1) 外出
 - (2) 自動車
5. 生活の安全
 - (1) 近隣との関係
 - (2) 訪問者
 - (3) 家事使用人
 - (4) 家族
 - (5) 電話
 - (6) 郵便物
 - (7) 住居を長期間留守にする場合
 - (8) 鍵の保管

1. 基本的心構え

当地に在留する邦人の安全確保は、インド政府が第一義的にその責任を負っており、当地で邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、総領事館は邦人保護の観点から必要な援助措置をとることになりますが、事件・事故の処理は捜査を含めて当国の主権のもとに、当国政府の責任で処理されることとなります。

したがって、常日頃から自分自身で安全対策に関する問題意識を持つとともに、当地在留に伴う相応の自助努力が当然求められることとなります。

□ インド社会との相互理解

外地で生活する場合、歴史、風俗、文化、習慣、民族性等の異なる地にいることを常に念頭におき、我々が外国人であるということを謙虚に認識する必要があります。それとともに、特に、自宅の隣人等と平素より交流を保ち、困ったことがある場合には、気軽に相談できるようなよい人間関係を築いておくことが大切です。

□ 安全の基本

海外での安全の基本は、①警戒を怠らない、②行動を予知されない、③目立たない、の三原則を遵守することです。

□ 情報の収集

安全のための情報の収集は、海外生活では欠かすことはできません。日頃から、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ（特に、ラジオ・ジャパン等の国際放送）のニュースに最低限の関心を払う必要があります。

□ 緊急時の連絡先

総領事館、消防署、警察署、会社関係者、信頼できる近隣者、病院等の緊急連絡先を明らかにしておくとともに、在留邦人相互の緊密な連絡体制を日頃から確立しておく必要があります。

特に、3ヶ月以上滞在する場合は、総領事館に在留届を提出してください。

2. 犯罪の発生状況

最近、当地において邦人が犯罪に巻き込まれたケースの大部分は、ひったくり、置き引きなどの室外における窃盗で、幸いにも殺人、傷害などの凶悪事件の被害者はおりませんが、下表のとおり、その犯罪件数は決して油断のならない数字です。しかも、下表の数は実際に警察に報告した件数のみで、実態は更に増えるものと思われます。

マドラス市内における犯罪件数（1991年）

	認知件数	発生率	検挙率
殺人	81	2.1	76.5
強姦	26	0.9	84.6
傷害	926	24.4	76.6
強盗	137	3.6	70.1
窃盗	6,882	181.1	68.3
うち侵入盗	747	19.7	54.2
主要犯罪合計	8,799	231.6	63.5

注) 発生率及び検挙率とも百分比(%)である。なお、発生率とは、マドラス市内の人口に対する百分比である。

3. 住居の安全

(1) 住居の選択

住居を決める手順においては、まず安全な地域を選ぶことが必要です。次の各項目をチェックしてください。

□ アパートか独立家屋かの選択では、賊の侵入を防ぐという意味では、アパートの方が独立家屋より防御性が一般的に高いということがいえます。アパートの部屋（特に3階以上）は、侵入の対象となりにくく、居住者自身がある程度目立たずにすみ、隣人に近接しているというメリットがあります。非常事態の際には、隣人の援助に頼ることができますし、少なくとも、隣人が当局に通報することができます。

□ 住居周辺の環境をまず調べる必要があります。付近に爆弾テロの対象となる施設はないか、スラムや問題のある地域はないか、予め確認してください。

□ 住宅地域内の住居の種類により、その地域の所得水準がある程度推測できます。各家庭が同等の所得水準であれば、生活スタイルや警備マインドについて共通の関心を持っていることが多いといえます。その際併せて、住宅地域内でとられている警備対策一般についても、例えば鉄格子付き窓、防犯用柵、広範囲な照明機器、警備員の配置などに注意を払ってください。このような目に見える形の防犯にかかわる措置は、その住民が警備に対して高い関心を持っていることを示しています。

□ 誘拐や暗殺の大部分は、被害者が家を出る際に、また帰宅する際に住居付近で起きています。住居への出入りの経路が予測可能なパターンにおちいらないよう、十分な代替経路が利用できるようにしてください。

□ 住居敷地内や近辺に茂みや木々が多いため人目につかぬように接近したり、隠れたりしやすい住居は避けるべきです。

□ 危険度が高くなったりした場合に、同乗できる友人や同僚が近くに住む住居を選択することも考慮してください。

(2)住居の警備

住居の安全対策では、3つの防衛線の概念で対策を講ずるとより効果的です。第1次防衛線とは、外周の防衛線で、独立家屋の場合は敷地境界線、アパートの場合は共通の出入口となります。第2次防衛線とは、内周の防衛線で、独立家屋の場合は住宅建物地域の外周、アパートの場合は住宅部分の外周となります。第3次防衛線とは、独立家屋、アパートいずれも第2次防衛線内に設けた避難区域（通常主寝室）に設定する防衛線です。

(第1次防衛線における対策)

□ 外周の障害物は、それがたとえ申し訳程度の生け垣であっても、外からの侵入を抑制するのに役立ちます。通常は、一枚壁かブロックのフェンスや壁が最も安全な外周障害物で、2m以上の高さがあることが望ましいといえます。また、外塀の高さが十分でない場合、または賊の侵入阻止を更に高める場合は、有刺鉄線や忍び返しなどの障害物を設けてください。

□ 門は、フェンスや壁にしっかりと固定されており、内側に蝶番いが付いていて外側に向かって開き、防御性の高い錠が付いていなければなりません。

□ 独立家屋の庭の植え込みは、隠れ場所とならないように刈り込んでください。

□ 室外照明は、不法な侵入に対し主要な抑止力となります。住居の壁、外周壁に隣接す

照らす地面を照らすように設置してください。

- 門や外部扉から住居人の氏名を示すものはすべて取りはずした方がよいでしょう。
- 危険発生時にのみ使用する緊急用の出口を裏側に設けることを考えてください。
- ガードマンの配置は、第1次防衛線周辺の監視強化のため極めて有効な手段です。しかし、当地では、一般的に、ガードマンの資質や能力は低く、全面的に信頼することは危険です。
- ガードマンの雇用は、前任者や知人より紹介されるなどこれまでの実績から信頼に値するガードマンを個人的に雇用できる場合を除き、警備委託会社から派遣してもらう方法を選択した方がよいといえます。
- 当地では、警備犬のような特殊な訓練を受けた犬や来訪者に対して吠える犬は賊の侵入を抑制する効果が極めて高いと言えます。いずれは帰国しなければならないことを考えると警備犬を提供する警備会社から借り上げた方がよいでしょう。その際には、必ず狂犬病の予防接種を行うとともに、万が一犬が人に噛みついた場合の加害保険に加入してください。

(第2次防衛線における対策)

- 出入口の扉には、通常の錠前の他にしっかりした錠前かカンヌキを二重に取り付けてください。また、覗き穴と安全チェーンを取り付けることによって来訪者の確認が行えるようにするとより一層効果的です。
- 建物内部における窓には、すべて鉄格子を取り付けるべきで、可能であれば、鉄格子は、室内側に取り付けます。
- 入居に際しては、新築であるか否かにかかわらず、すべての錠を交換する必要があります。
- 外部扉の鍵を家の外に隠すようなことはせず、厳重に管理してください。

(第3次防衛線における対策)

- 寝室の出入口の扉には、二重の錠前を取り付け、できれば覗き穴を取り付けてください。
- 寝室内の窓の一か所の鉄格子には、蝶番を付け、火事などの非常口として使用できるよう緊急脱出機能を取り付けておくべきです。
- 第3次防衛線としての寝室は、避難室としての役割を兼ね備えています。マッチ、ロウソク、懐中電灯、電池式ラジオ、補充用電池、応急医薬品などを室内に常備してください。
- 最悪の場合を想定し、賊が押し入ってきた場合、賊に渡す現金(相当額)を用意した方がよいでしょう。

4. 移動の安全

(1)外出

□ 夜間の外出は、特に注意が必要です。外出する際は、戸締まりを確実に行って、周囲の状況や安全を確認してから、また帰宅に際しても、自宅の周囲に不審者が潜んでいないかどうかを確認し、安全を確かめて自宅に入ってください。

□ 夜間の外出時に自宅の照明をすべて消すことは、不在であることを言っているようなものです。庭や玄関の照明と最低自宅の1室の電灯をつけたままにしておく必要があります。

□ 外出の際に、鍵をなくすことを恐れて玄関の周囲に隠したりすることは絶対にしないでください。そのためには、予備の鍵を事務所の鍵の掛かる引き出しに保管しておくといでしょう。

(2)自動車

安全対策の上では、目立つ日本車よりインド国産車を購入することを考慮してください。当地では、今までインド国産車は性能が劣る等の理由で日本車を輸入している邦人が多いのですが、最近では性能のよい国産車も購入できるようになり、選択の幅も広がってきています。また、購入する際には、車の盗難、事故など全てをカバーする保険に必ず加入してください。

□ 乗り降りの都度、周囲の安全を確認する習慣を身に付けてください。

□ 移動中は、必ずドアをロックしてください。

□ 回避操作が必要になった場合のために、ドライバーには前方車との車間距離を十分に確保するように指導してください。これは、信号待ちでの前方車との距離も回避できるように確保する必要があります。

□ 走行中も、後部座席で新聞等を読むようなことをせず、周囲を警戒するように心がけてください。

□ 万が一事故が起こった場合、ドライバー同士の話し合いに口出しをすることなく、静観してください。外国人が口を出すと話し合いが拗れる場合があります。

□ 事故の当事者となった場合、警察官が来るまで現場を立ち去らないことが原則ですが、群衆が集まり、留まっていると危険であると判断されれば、そのまま警察署等の安全な場所に直行し届け出ることも必要です。

□ 外国人が運転中にインド人を負傷させた場合が危険な状況を生み出す頻度が高いと言えます。必ずドライバーを雇用し、できるかぎり自分で運転しないように心がける必要がありますが、万が一運転中に人身事故におちいったなら、負傷者を車に乗せて病院に搬送するなどして早期に現場を離れるようにしてください。インドにおいても、ひき逃げや当て逃げは通常の交通事故よりも重く罰せられますので、決して人道的見地から逸脱するような行動は差し控えてください。

5. 生活の安全

(1)近隣との関係

□ 新居に落ち着いたら、住居周辺に慣れるように努力します。自分がどのような場所に住んでいるかを理解するため、近所を散歩したり、車で走ってみてください。

□ 少なくとも一軒の隣家とできるだけ早く知り合いになってください。隣人がいれば、緊急時の助けになり、強盗などその他事件の際の一時避難場所として身を寄せることもできますし、隣人が異常を察知して、援助の手を差し伸べてくれることもあります。

□ 近隣の住居がどのような警備・安全対策を講じているかを承知しておくことは、住居の警備対策の参考となるので重要です。

また、近隣に泥棒が侵入した等の事件発生の情報や安全に関するアドバイスは、地域の特性に応じた思わぬ対策・教訓が含まれていることが多いといえます。

(2)訪問者

□ 訪問者があっても、すぐには扉を開けず、訪問者の身元を確認してください。覗き穴を取り付けてあれば、不審な同伴者はいないか、付近に不審者はいないかをよく確認後、扉を開ける際にも安全チェーンをかけたまま細めに開け、再確認してから開けてください。

□ 物売り、電話・水道・電気等の工事人などは、不用意に住居の敷地内に入れてはいけません。頼みもしない工事人が来た場合などは、来訪の用件と身分証明書を提示させ、事務所に用件を電話で確認するぐらいの用心が必要です。

□ 家屋の修理、水道・電気工事のために作業員を敷地内又は家屋内に入れる場合は、必ず使用人なりとも作業中に立ち会わせるように心がけてください。

□ 予期せぬ品物を届ける配達に対しては、その品物を扉の外に置くように言い、送り状は扉の下から受け取り、サインをしてください。配達人が立ち去り、周囲をよく確かめた上で扉を開け、品物を確認してください。

(3)家事使用人

□ 使用人の雇用は、一般公募によらず、信頼できる人に紹介を受けるのが一番です。当地でも使用人が犯罪の手引きをする場合がありますので、身元調査を行い、常日頃から使用人の言動や態度を注意してください。

□ 使用人には隙を見せてはいけません。貴重品や現金を不用意に放置していると、ついでき心で盗みを働いてしまうケースが大変多いのです。

□ 海外で初めて使用人を使う場合、その管理や指導が極端に甘くなったり、逆に厳しすぎて憎まれたりすることがあります。このため、現地事情に詳しい他の日本人宅での例を参考にして使用人の適切な管理・指導を心がけてください。

□ 使用人には、来訪者に対する警戒、電話応対時の注意、家人が不在の場合の応答要領等を徹底して教えておく必要があります。いくら家人が注意を怠らなくても、使用人が不用心では警備対策上全く意味がなくなってしまいます。

(4)家族

□ 家族に対しても安全に関する知識を徹底させてください。最近起きた事件の概要や教訓を日頃から話し合うように心がけてください。

□ 子供に対しては、通学路の安全確保を主眼に、要すれば、学校への送迎は両親自ら責任を持って行うよう心がけてください。

(5)電話

電話をかけてきた者が、名乗ったとおりの人物かを確認することはできません。電話の取扱については、十分注意してください。

- 電話を取る際には、こちらの名前を名乗ってはいけません。
- 電話をかけてきた者が、「あなたは誰ですか」と聞いてきたならば、「どちらにおかけですか」と聞き返してください。
- 間違い電話に対しては、自分の電話番号を教えるはいけません。電話をかけてきた者が、「そちらは何番ですか」と聞いてきたなら、「何番におかけですか」と聞き返してください。
- 自宅の電話番号は、電話帳に載せない方がよいでしょう。

(6)郵便物

- 極力、自宅に郵便物が配達されないようにし、会社宛、事務所宛にする。
- 送り主に心当たりがない場合などは、受け取らないようにした方がよいでしょう。

(7)住居を長期間留守にする場合

長期間住居を不在にする場合、特に独立家屋はその間全くの無防備になります。例えば賊が侵入したとしても生命の危険はありませんが、家財を盗まれた場合、当地ではその補充や輸入に大変な労力を要します。

- 住居の鍵を親しい同僚や知人に預け、時々住居の状況を点検してもらってください。また、長期間不在になることを家主に告げ、住居の点検を依頼してもよいでしょう。
- 使用人を不在の間、住居に住ませるのは、特に信頼できる場合のみとし、通常は避けてください。

(8)鍵の保管

鍵の警備対策の基本であり、その取り扱いには十分注意してください。

- 外出に際し、鍵は常時携帯することを基本とし、できれば脱落防止の措置（鎖や紐を付ける）を行ってください。
- 自宅住居にあっては、鍵を机の上や見つけやすい場所に掛けてはいけません。寝室内のわかりにくい場所に保管するように心がけてください。また、予備の鍵は、寝室内の鍵の掛かる場所に保管してください。

緊急連絡先

- | | | | |
|------------|------------------------------|------|---------|
| ○警察 | TEL 100 | ○消防 | TEL 101 |
| ○交通警察 | TEL 103 | ○救急車 | TEL 102 |
| ○病院 | APOLLO HOSPITAL | TEL | 477447 |
| | LADY WELLINGTON NURSING HOME | TEL | 476893 |
| ○在マドラス総領事館 | TEL 865594 | | |

データ名：インドネシア【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：12876

参照：29

インドネシア【安全の基礎】

インドネシア共和国

Republic of Indonesia

出入国時の留意事項

●査証

インドネシアを訪問する場合は、原則として査証が必要。ただし、日本を含む46カ国の国民に対しては、観光誘致、外国資本誘致の観点から、観光および単なる商談目的（商品のアフターケア、支店の査察、セミナー講演等は不可）の入国で滞在期間が2カ月以内の場合には、無査証で入国を認めている。その場合、有効期限が6カ月以上残っている旅券と、帰国または他の国へ渡航する航空券の所持が入国の条件になっている。査証免除措置で入国した場合は、滞在期間の延長は認められない。

●出入国審査

観光・商談目的の日本人は無査証で入国が認められている。しかしながら、上記の無査証入国の条件を満たしていない者は入国管理局の施設に泊められたり、入国拒否されるケースがあるので、注意する必要がある。

●外貨申告

インドネシアでは、外貨の持ち込み、持ち出しについて特別の規制はない。

●通関

インドネシアの輸入禁止品目は、中国語の印刷物、共産主義関係書籍、麻薬、武器、ポルノ関係など。また、事前に許可または審査を必要とするものとしてはトランシーバー、映画フィルム、ビデオ、レーザーディスク、CDなどがある。自分で使用するカメラも出国時に問題となることがあるので、入国時に確認しておいたほうがよい。

手荷物、トランクは赤色のサインの申告カウンターを通れば全部開けて調べられる。緑色のサインの申告不要カウンターでは原則として開ける必要はないが、場合によってはチェックされて厳しく調べられる。プレゼント用に包装されたものも中身をチェックされる。バリ島ではべっこうを土産品店で売っているが、これはワシントン条約（野生動植物保護条約）で売買が禁止されているので、日本に持ち帰ることはできない。なお、ワシントン条約上売買が禁止されている熱帯魚等野生動物も同様。

滞在時の留意事項

●滞在届

滞在期間が3カ月を超える場合には、入国空港で入国管理官が旅券上に指定した入国管理事務所および期限内において、本人が外国人登録をする必要がある。登録すると外国人登録証明書（略称PMOA）が発給される。また同時期に、警察署でも警察登録証明書（略称STMD）の発給を受けなければならない。3カ月を超える滞在では、入国後3日以内に指定の入国管理事務所に出頭し、仮の一時滞在許可証の交付を受け、その後、一時滞在許可証（略称KIMS）の発給を受けなければならない。このほかに就労者については、それが支店の査察、商品のアフターケア、セミナー講演等の臨時的なものであっても、労働省からの就労許可（雇い主に対する雇用許可の形式をとる。略称IKTA）の

取得、また商談目的等の無査証入国者は、インドネシア国内の受け入れ先が労働省へあらかじめ届け出る必要があるので要注意。

特にスラバヤ市に居住する外国人は、短期居住者登録証明書（略称 SKPPS）を所持することが義務づけられている。

●旅行制限

西スマトラ州バンティ地区（自然保護）、リアウ州ガラン島（ベトナム難民居住区）、同ナトナ島（ベトナムとの国境問題）の地域を除いて、旅行は制限されていない。従来、制限対象となっていた東チモール州全域およびイリアンジャヤ州も、基本的には他の州と同様に渡航制限が解除されている（ただし、イリアンジャヤ州における登山、洞くつ探検等については、軍・内務省・州政府の許可が必要）。

●写真撮影の制限

軍の所有する港、飛行場なども含めてすべての軍事施設は写真撮影が禁止されている。その他、国防省の建物、大統領宮殿についても、各関連機関（国軍本部、大統領府）から事前許可の取得が必要。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬取り締まりに対するインドネシアの姿勢は厳しく、終身刑などの重刑対象にもなっているため、絶対に麻薬に関与しないことが大切。最近の例ではマリファナ1キロを自宅に持っていた者が6年の禁固刑と50万ルピアの罰金、ヘロイン350グラムとモルヒネ450グラムをメダンからジャカルタに送ろうとした者が終身刑と1500万ルピアの罰金を科せられている。

バリ島では日本人旅行者が麻薬の関係で逮捕された例も多く、そのなかにはおとり捜査による逮捕者もいると言われている。あらぬ疑いをかけられないよう、売人が近づいてきても取り合わないことが肝要である。

●不法就労

就労する場合は、報酬の有無にかかわらず労働省から就労許可（雇い主に対する雇用計画の許可と、労働者本人に対する労働許可〔ワークパーミット〕の形式をとる）を取得しなければならない。就労許可証なしで就労していた場合、罰金、強制退去などの措置がとられる。インドネシアは失業率が高い関係もあり、外国人に対する就労許可には厳しい審査が行われている。そのため、現地の関係企業などから強力な支援が得られない限り、就労許可は簡単には取れないのが実情である。

ホテルの日本人マネジャー、日本料理のコックなど観光促進に役立つ場合、また民間技術指導など経済開発に貢献すると認められた場合は就労許可が出るが、一般には許可の対象になる就労機会はきわめて限られている。不法就労が住民などの報告で発見されると、移民局の判断により移民局限りで国外退去を命じられるか、または裁判に付されることになる。

●治安維持

共産主義は非合法とされているので、これらの出版物の持ち込みは控えるべきである。一般に政治関係の出版物は検閲の対象になる。

旅行者として不自然なほど、大量の日本語書籍を持ち込むと没収されることもある。

●その他特殊取締

ギャンブル取締法の中に麻雀は明記されていないが、インドネシア人には麻雀はギャンブルと受け取られがちである。麻雀の最中に現地の警察官に踏み込まれたケースもある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

国民の大部分（約90%）がイスラム教徒のため、インドネシア人はアルコール類や豚肉を口にしないのが一般的。イスラムの戒律によれば、約1カ月間の断食月（時期は毎年異なる）があり、この時期の飲食店は、ホテルのレストランや一流店を除いて、昼間は閉店している。

また左手は不浄とされているので、左手を使って物を受け渡しすることは避けるように注意する。両手を腰にあてない（威張っているように見られる）、パーティでは居合わせた人にはできるだけ握手をして回る等の配慮が求められる。また子供の頭をなでることは、不快感を与えることになるので避けること。

インドネシア人は誇り高い国民なので、相手を人前で怒ったり、軽蔑するような態度は厳禁。女性が、サンダルとショートパンツというような目立ちやすい格好で、街に出かけることは控えるべきである。

バリ島を訪れる観光客は保養の目的なので、服装が軽装なのは当然だが、空港や官庁に行くときはきちんとした服装をするように心がける。バリ島で記念のためにヒンズー教に則った結婚式を挙げたいといった旅行者が時々いるが、現地の人たちには宗教に対する冒瀆と取られかねないので、できるだけ避けること。

安全のためのひとくちアドバイス

ひったくり（特に、数名のグループによる日本人を狙った路上でのひったくりが最近目立っている）、置き引き、バス内でのスリが多い。特に、路線バス内で、日本人観光客が集団スリの被害にあう例が後を絶たない。そのため、現地に居住する日本人は、まず滅多にバスを利用しない。一流ホテル内のロビーでも置き引きが多いので、十分な注意が必要である。騒ぎに巻き込まれたときは、外国人が不利な立場に置かれることがある。したがって、騒ぎに巻き込まれない努力、巻き込まれた場合速やかにその場を離れることが必要である。

●ウジュン・パダン

ウジュン・パダンの人は一般に気性が荒いうえ、なかには、ばん刀（護身用の小刀）を携帯している者もいるため、殺傷事件も多い。したがって、現地の人との口論は避けるよう注意する必要がある。

さらに「ベチャ」（インドネシアの輪タク）に乗る際には、法外な金額を要求されたり、暗がりへ連れていかれ、金品を脅し取られた被害例もあるので、十分注意が必要である。

純粋なインドネシア人の中には、いまだ反華僑の意識を有している者も多く、政情不安、暴動等有事の際には往々にして華僑が攻撃の対象とされる場合がある。平素より日本人は中国人と間違われやすいという点を念頭に置いて、騒ぎに巻き込まれないよう行動しなければならない。

●デンパサール

バリ島では歩行中の旅行者がひったくりに遭ったり、路上駐車中の車のドアがこじ開けられ旅券や金品を盗まれる事件が頻発している。金目のものはホテルの金庫に預けるようにすること。

また、最近ではいかさま賭博に巻き込まれ、法外な金品を要求される事件が多発しており、十分注意が必要である。

レンタルバイク、レンタカーを利用する場合には、保険に加入しているか否かを必ず確認すること。レンタル会社の半数近くは保険に加入していない。

クタ・ビーチにおける水難死亡事故は後を絶たない。背が立つ深さでありながら、波の引き足が速いため瞬時のうちに行方不明となるケースが多い。遊泳禁止の旗や掲示が立っているところでは絶対泳がないこと。

また、バリ島ではマジック・マシユルームと称する、麻薬取締法の対象外にある一種の

キノコに注意する必要がある。キノコは一般に販売されてはいないが、食べさせるところがあるようで、食べると一種の幻覚症状を起こし、身ぐるみはがされたり、暴行されたりする例がある。多くの例が、現地で知り合ったインドネシア青年の案内で食事をした後に発生している。

健康上の留意事項

長期滞在者または短期旅行者がよくかかる病気としては下痢疾患、感冒、ついで肝炎が多い。出国前に、A・B型肝炎の抗体の検査を受け、陰性の人はA・B型肝炎ワクチン（3回）の接種を受けるべきである。

コレラや腸チフスなど消化器感染症がしばしば発生する。生水や氷には十分注意が必要で、特に地方では氷入りの飲み物は避けること。

体調を崩したときに発病しやすいので、疲労が蓄積されないよう留意するとともに、適度な運動を心がけること。身体が慣れるまでは、直射日光にさらされる時間を少なくするように努めること。

A型肝炎の予防策は、生水を飲まない、街頭の小さな食堂で飲食しない、生の貝類や生野菜を食べない等である。

マラリアはジャカルタ、スラバヤ、ジョクジャ等大きな都市ではほとんど発生していない。ただし、イリヤンジャヤ、カリマンタン、スマトラ等はマラリアの汚染地域なので、同方面に出かける場合はマラリアの予防薬を携行し、服用すること。

デング熱はジャカルタ、スラバヤなどでも多数発生しているため、蚊に刺されないよう注意すること。ゴルフ等に出かけるときは、なるべく長ズボン、長袖シャツを着用することが望ましい。また、胃薬、止痢剤、カゼ薬、抗菌剤等の持参を勧める。

日本人会診療所がジャカルタのメディカ・ロカ病院内に開設されており、常勤の日本人医師に病気の相談にのってもらえる。

●スラバヤ

スラバヤおよびその近郊では、マラリアの発生はみられないが、デング熱、コレラ、結核、A型肝炎などの発生がみられる。在留日本人のなかにもこれらに罹患する例がみられる。ジャワ島奥地、カリマンタン、ヌサトゥンガラなどに出かける際には、マラリアの予防薬の服用が必要である。

●メダン

メダン市内では、マラリア蚊は生息していないとされているが、地方（特に海岸沿いの湿地帯）に出かけるときは注意が必要。

コレラや腸チフスなどの消化器感染症が毎年メダン市内の一部においても発生しているため、生水は一切避け、飲料水や氷には必ず煮沸した水または市販のミネラル・ウォーターを使用することが肝要である。

●ウジュン・パندان

ウジュン・パندانの水は硬水であるので、飲料水として使用するには、必ずろ過した後、煮沸する必要がある。特に短期の旅行者は、できるだけアクア（市販のミネラル・ウォーター）を求めるほうがよい。

また、スラウエシ島の地域には風土病が多く、マラリア、デング熱、コレラ、らい病等の患者がいる。仕事の関係上、地方に出かける場合は、チフス、コレラ、マラリア等にかかるおそれがあるので、有効な薬剤を予防薬として日本出国前に日本で注射するか、携行するのが望ましい。

緊急時の連絡先

●ジャカルタ

（警察（緊急）） Tel.510110, 5852555（日本の110番にあたる）

(警察署)

中央ジャカルタ Tel.3848462, 342077, 376463, 5852471

メンテン分署 Tel.328189

北ジャカルタ Tel.491017

西ジャカルタ Tel.5482371

東ジャカルタ Tel.8191478

南ジャカルタ Tel.771205

ポンドックインダ地区 Tel.7692175

テベット Tel.8303552

パサールミングー Tel.781444

クバヨランバルー Tel.7393234

(救急車)

車のみ Tel.119

救急器具看護婦付 Tel.334030

(病院)

ブサト・プルタミナ病院 Tel.7200289

ポンドック・インダー病院 Tel.7697525

メディカ・ロカ病院 Tel.5201212, 511160

(1990年9月から日本人医師がアドバイザーとして着任)

チプト・マングクスモ病院 Tel.330808

シン・カロルス病院 Tel.883091

●メダン

(警察) Tel.110, 520794

(消防) Tel.113, 515363

(病院)

Santa Elizabeth Tel.512455, 511591

Herna Tel.510766

(救急車) Tel.118

●スラバヤ

(警察) Tel.031-110

(消防) Tel.031-113

(救急車) Tel.031-118

(病院)

国立ドクトルストモ Tel.031-40061

私立エル・カ・セ Tel.031-577562

私立アディフサダ Tel.031-521256

●デンパサール

(警察) Tel.110

(消防) Tel.113

(救急車) Tel.118

(病院)

中央病院 Tel.27914, 27915

●ウジュン・パンダン

(警察)

南および南東スラウェシ州警察 Tel.323301

ウジュン・パンダン市警察 Tel.319377

〈消防〉 Tel.854444
〈救急車〉 Tel.854221
〈病院〉 STELLA MARIS Tel.871391
〈入国管理局〉 Tel.315439

緊急時の言葉

「泥棒」=マリン、ブンチュリ
「助けて」=トローン
「警察」=ポリシー
「救急車」=アンブランス
「火事だ」=クバカーラン
「私は日本人です」=サヤ・オラン・ジュバン

在外公館アドレス

●大使館

在インドネシア大使館

Embassy of Japan, Jalan M.H. Thamrin 24, Jakarta, Indonesia
Tel.324308 (代表)

●総領事館

在ジャカルタ総領事館

Consulate-General of Japan
住所は大使館と同じ

Tel.021-325268

在ウジュン・パンダン総領事館

Consulate-General of Japan, Jalan Jenderal Sudirman No.31,
Ujung Pandang, Indonesia
Tel.871030,851882,872323

在スラバヤ総領事館

Consulate-General of Japan, Jalan Sumatera No.93, Surabaya,
Indonesia

Tel.44677,40003

在メダン総領事館

Consulate-General of Japan, Jalan Suryo No.12, Medan,
Sumatera Utara, Indonesia
Tel.531192 (代表)

●駐在官事務所

在デンパサール駐在官事務所

Branch Office in Denpasar, Consulate-General of Japan at Surabaya,
Jalan Mohammad Yamin No.9, Renon
Denpasar, Bali, Indonesia

Tel.234808

データ名：●ジャカルタ「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：20013

参照：18

●ジャカルタ「防犯の手引き」

防犯の手引き

在インドネシア大使館

在ジャカルタ総領事館

1990年10月

はじめに

この手引きは、ジャカルタ又はその周辺で居住される在留邦人の皆様が安全に生活されるために何等かのご参考になることを願って作成したものです。

犯罪防止のノウハウは皆様も多数お持ちのことと思いますが、最も必要なのはそれらのノウハウを活用することであり、以下述べる事項も皆様に活用されて初めて活きるものです。イザヤ・ベンダサンではありませんが、日本人は「水と安全はただ」と思い、自己の安全にお金と苦勞をあまりかけない傾向にあります。楽しく生活するためには安全が最も大切だということを御認識の上、本手引を御活用頂ければ幸甚です。

なお、本資料の内容には、インドネシア人に関する機微な点にも触れておりますので、取扱には相当の注意を払うよう右念のため申し添えます。

目次

1. 基本的な心構え
2. 当地の治安状況
3. 当地の代表的犯罪
4. 具体的な防犯対策
5. 事件発生時の処置

おわりに

資料 「ジャカルタ在留邦人の防犯に関するアンケート調査の結果（1987年2月）」

1. 基本的な心構え

日本でもそうですが、防犯で最も大切なことは、近所付き合いを良くし、地域防犯に努めることです。特に当国のようにメイドやドライバーを使用できる地にあつては自分が急に偉くなったような気になり、当地の人を卑下したり、日本人だけの付き合いしかしない傾向にあります。74年の田中暴動の例を見るまでもなく、我々を守ってくれるのは、まずは使用人や近所の人であり、最終的には当国政府であることを忘れない事が大切です。

2. 当地の治安状況

インドネシアは、デモ、テロ、誘拐等は減少にありませんが、強盗、自動車盗、空き巣、スリ等の一般犯罪は頻繁に発生しており十分な注意が必要です。因みに1989年に警察が認知したインドネシアの総犯罪発生件数は、約20万7000件で、件数としては概ね過去5年間横ばい状態です。このうち、約58000件が強・窃盗で、また殺人は1554件となっています。全体的な特徴としてはジャカルタの人口当りの犯罪発生率が全国平均の5倍と極端に高くなっていること、侵入盗の全体に占める比率が25.0%とかなり高いことがあげられます。また近年当国も国際化に伴い、犯罪が凶悪化しており、殺人

、強盗、強姦等が高い増加率を示しています。なお、86年5月に日本赤軍のメンバーが日本大使館等に手製ロケット弾を打ち込むという国際テロ事件が発生していますが、これ以外では日本が関連した国際テロ事件は発生していません。

82年に実施した「ジャカルタ在留邦人の防犯に関するアンケート調査」（別添資料）の結果によれば、過去に犯罪被害にあった又はあいそうになった事のある人は全体の35%に昇っています。

3. 当地の代表的犯罪

(1) オートバイを利用したひったくり泥棒

ある邦人の主婦が近くのスーパーで買い物をし、車に乗ろうとしたところ、後ろから来たバイク（2人乗り）の後部座席に乗っていた若者にナイフをつきつけられ、持っていたハンドバッグを強奪されました。このようにバイクに乗った2人組の泥棒にナイフ等で脅され金品を強奪された例はかなり多く、中には拳銃等を持っている場合もあるので注意が必要です。買い物に限らず外に出るときはなるべく大金を持たず、目立つ格好をしないように気を付けるべきです。

(2) 侵入泥棒

ある邦人宅に深夜2人組と思われる賊が忍び込み、リビングルームに置いてあったビデオデッキ等600万ルピア相当品を盗まれました。当該宅は番犬も警備員も雇用しておらず、賊は中庭の格子ガラスを3枚抜いて侵入していました。メイドは賊に気が付いていたようですが恐くて声も出せなかったということです。これは、当国に於ける最も典型的な侵入盗の被害例で、メイド等が気が付いている事は多いのですが、彼等に犯人を撃退させる行動は期待できません。ガラス窓には内側から鉄格子を施すと同時に、番犬を飼ったり警備員を雇うことが必要です。そして、就寝前は必ず自分で施錠するよう心掛けましょう。また、万一就寝中に賊の侵入に気付いた場合は、寝室のドアを開けず、静かに賊が出ていくのを待つ方が賢明です。

(3) 自動車盗

自宅に4人組と思われる賊が侵入し、車庫に駐車してあった車が盗まれました。その日から自宅で雇用していたボーイがいなくなっており、同ボーイの手引きによる犯行と思われる。駐車してある車の盗難は比較的多いのですが、この種の犯行は使用人（ボーイ、ドライバー等）の手引きによることが多いようです。使用人を雇用する際のチェックや、雇用後の素行に十分注意を払う必要があります。

(4) 自動車部品盗

ゴルフ場に自分の運転で出かけ、車をクラブハウス前の駐車場にロックして駐車、プレー終了後自分の車を見たところカーステレオが盗まれていました。どうやら犯人は合鍵を使ったように思われます。在留邦人の多くがゴルフをする関係もあり、ゴルフ場における盗難が頻発しており、特に車に積んである物の被害が多いようです。なるべくドライバーを使って車を見張らせておいた方が良いでしょう。また駐車中はハンドルロック装置等の防犯装置を取り付けることが望まれます。

(5) スリ

商店街を一人で歩いていたところズボンの右後ろのポケットにに入れてあった財布をすられました。どうやら前から来た労務者風の男に足を踏まれ、同時に誰かに後から押されて動けなくなったところを別の男に財布を抜かれた模様です。当地のスリは被害者を動けなくさせて取ることが多いようです。また通常グループによる犯行で彼らはナイフ等の武器を持っているため、反抗したり捕まえようとしたらナイフで刺される等の被害を負うことがあり、黙って行かせた方が良いでしょう。街中を一人で歩いたり満員バスに乗ったりする時は十分な注意が必要です。

(6) 誘拐未遂事件

小学4年生の男の子がメイドに連れられて近くの公園で遊んでいたところ、タクシーに乗った男が近寄り、「お父さんが病気で病院に運び込まれたので迎えに来た。」と言ってその子を連れて行こうとしました。一緒にいたメイドはおかしいと思い、子供の父親の名前

や会社を聞きましたが答えられなかったため、男の手を振りきってその場を去りました。当地では誘拐事件は珍しく、過去例がなかったのですが、近年犯罪の凶悪化、高度化に伴い誘拐犯罪もでてくる可能性があります。この例の場合メイドの機転で被害なく終わっていますが、極力子供を一人で屋外に出さないようにする注意が必要です。

(7) バンク強盗

出張者を出迎えて空港から帰宅途中、交差点で信号待ちの際、後部タイヤの異常に気付き、交差点を渡り終えた所で駐車し、タイヤ交換の為全員(3名)が車外に出たところ5人組に囲まれ、もみあっている内に右手に裂傷を負い、腕時計を強奪されました。このように、バンク強盗事件は、通常5、6人が組になり、信号待ちで止まっている車のタイヤをバンクさせ、交差点を渡り終えたところで待って強盗を働くもので、この種の事件に巻き込まれた際は車をとめずそのまま近くの公共施設(警察、軍等)に走り込んだ方が賢明です。

(8) 暴動事件

1974年に田中総理が来「イ」した際、反日デモ及び暴動が発生し、ムルデカ広場を中心に数千の群衆が集り、タムリン通り等で多くの日本車が被害にあいました。また、暴徒は日本大使館になだれ込み、投石した後日章旗を引きずり降ろし、これを持ち去った他、日系企業、日本レストランに対し投石、焼き討ち等を行いました。本事件に関し、在留邦人のインドネシア人に対するビヘイビアの悪さが反省点としてあげられました。本事件で狙われた邦人の中には、ドライバー、メイド等に助けられた方も多く、使用人との日頃の良好な人間関係の必要性が指摘されました。

この事件の後、このような反日暴動は起きていませんが、1992年の総選挙、1993年の大統領選挙を控えて、一層慎重な行動が必要でしょう。

4. 具体的な防犯対策

(1) 家庭における防犯

ア. 借家を探す際の注意事項

(ア) 過去に犯罪のあった地区は避けること。

(イ) 浮浪者等がいつもたむろしている場所、パサール(市場)の直ぐ近く、カンボンに近接している住宅は避けた方が無難でしょう。

(ウ) その地区の犯罪の状況は、その地区に住んでいる邦人の方に聞くのが最も正確です。

イ. 防犯設備

(ア) 外周のフェンスがしっかりしており、フェンスの上部等に侵入防止用の鉄条網が設置してあること。屋根越しに隣からはいれる個所がないこと。

(イ) フェンスに接した場所に木陰等人が隠れる場所がないこと。

(ウ) 庭や外周に防犯灯が設置してあり、夜間防犯灯の死角がないこと。

(エ) ドアが堅牢なものであり頑丈な鍵が付いていること。古い建物の場合、可能であれば鍵を新しく交換しておくこと。

(オ) 格子式ガラス窓がある場合、内側から鉄格子が設置してあること。

(カ) 寝室に堅牢なドアと錠前が付いていること。可能であれば寝室が避難室として使える設備が望ましい。

(キ) 電話がすぐ使える状態で設置してあること。電話番号が信用のおけない外部の者に知られていないこと。

(ク) 防犯ベルが設置してあること。ボタンを押せば、近所の家でベルが鳴り、そこから警察等に連絡してもらえるシステムがあれば最も望ましい。但し、自分の家の中だけで鳴る防犯ベルもある程度効果はある。この場合メイドの部屋にも押しボタンを設置しておいた方がよい。

ウ. 入居後の注意事項

(ア) RTの所に行って住居届をし、関係を良くしておくこと。

(イ) 最寄り警察署の所在地や電話番号等を確認すること。

- (ウ) 隣に住んでいる人の状況を確認すること。
 - (エ) 番犬を飼い、信用のおける警備員を雇用すること。番犬が不審な死に方をした場合、その日のうちに警察に届ける等の処置を取る方が良い。別添アンケートの結果からも、番犬と警備員の防犯効果の高いことがわかります。
 - (オ) 庭、ロビー等外から見て目立つ所にビデオ、ゴルフセット等高価なものを置かないこと。
 - (カ) ドアの鍵等重要な鍵は自分で保管し、就寝時及び外出時は確実に施錠をしておくこと。
 - (キ) 使用人を辞めさせた場合等で問題が起きそうな場合は、警察に届けて、暫くの間警備を依頼し、可能ならば鍵を交換すること。
 - (ク) 庭に不必要な植木を植えて死角を作らないこと。
 - (ケ) 防犯灯を常に切れてないか点検すること。
 - (コ) 不必要な者を家にいれないこと。
 - (サ) 転居、帰国時の荷物は番号等を付け、自分で立ち会って運ばせること。
 - (シ) 万一家庭で賊に押し入れられた場合は、極力逆らわず、身の安全を第一に考えること。
- 。(ス) 入居後、家の中にある貴重品については盗難保険に入られる方が賢明です。

(2) 使用人の雇用

ア. 採用時の注意事項

(ア) 自薦のみでやってくるメイドは採用しないこと。日本に帰る知人から紹介された者、ジャバクラブ等で紹介されている者、信用の置けるインドネシアの人の紹介による者等を採用すること。

(イ) KTPで身元を確認し、KTPのコピーを保管しておくこと。17歳未満又は、ジャカルタ居住者以外でKTPを持っていない者を採用する場合は、改めてKTPを取らせるか、住所、家族構成などを紙に書かせ、写真を撮り、保管しておくこと。

(ウ) 採用時に労働の条件を十分話し合い、可能であれば契約書を整え、サインさせること。

イ. 雇用中の注意事項

(ア) 来客は、身元を確認し、主人が許可した者に対してのみ門を開けるよう指導する。使用人の親類、友達等であっても主人の許可なく門の中にいれさせないこと。

(イ) 主人の行動、家の電話番号等を他の者に知らせないように使用人を指導すること。

(ウ) 日頃から使用人の交友関係に注意すること。

(エ) 使用人との無用な摩擦を避けること。使用人の前でインドネシア人又はインドネシアの悪口を言わないこと。頭に触れる、人の前で叱りつける等インドネシア人が嫌うことをしないこと。

(オ) 使用人に誠意をもって接し、人間として尊重する気持ちを忘れないこと。

ウ. 解雇時の注意事項

(ア) 極力説得し、納得させて辞めさせる。あまり退職金をけちらないこと。

(イ) 退職時持っていく荷物の中に主人の物が入ってないか確認すること。

(ウ) 解雇時もめた時は、警察若しくはRTに相談すること。

(3) 外出時の注意事項

ア. 外出する場合、極力家を空にすることのないようにすること。もし已むを得ず家を空にする場合は、隣の人に声をかけて外出すること。

イ. 外出する際使用人には、以下の事項を注意しておくこと。

(ア) 身元の分からない者は、中にいれないこと。

(イ) 修理等の目的で訪れた者であっても、主人の許可がない場合家のものを持ちださせないこと。

(ウ) 家の者の所在を確認するための電話には答えないこと。

ウ. 外出時に華美な装飾品等は着用せず、大金は持ち歩かないこと。

エ. 車で外出する場合、次の事項に注意すること。

(ア) 乗車中は必ずドアのロックを施し、窓ガラスを締めておくこと。特に一時停車する場所では気を付けること。

(イ) 車を駐車する場合、なるべく運転手に車を見張らせるとともに、貴重品を車中に置いたまま車を離れないこと。

(ウ) 車にはハンドル・ロックやアラーム装置などの防犯装備を取り付けること。

(エ) 車に乗っている際に何者かに尾行されていることに気付いた場合は、直ちに最寄りの警察署か軍施設に車を着け、助けを求めること。

(オ) 車がパンクした場合、その場ですぐ車を停めて修理せず、安全な場所まで移動してから車を停めること。

オ. 高額な金銭や貴重品を持ち運ぶ場合は、近くの警察に届け警備を依頼すること。

カ. 治安上危険な区域にはなるべく立ち回らないこと。また深夜一人で盛り場を歩き回らないこと。

キ. スリひったくり等の被害に路上であった時は抵抗しない方が賢明です。

5. 事件発生時の処置

(1) 緊急連絡

ア. 電話がある場合、すぐに知人若しくは警察に助けを求めてください。警察の緊急電話番号は510110です。(日本の110番電話にあたる)

イ. 510110電話は次の表のように事件がコード化されていますので、例のように連絡すると便利です。

(事件コード)

001 (ル ル サカ)	泥 棒 (pencuri)
002 (ル ル トウ)	押し込み強盗 (perampokan)
003 (ル ル チカ)	窃 盗 (pemerasan)
004 (ル ル アハット)	脅 迫 (ancaman)
005 (ル ル リマ)	火 災 (kebakaran)
006 (ル ル アム)	誘 拐 (penclikan)
007 (ル ル トクシ)	殺 人 (pembunuhan)
008 (ル ル トウカソ)	暴 行 (penganiayaan)
009 (ル ル スピラン)	交通事故 (kecelakaan)

(連絡例)

住所 シ リ ル
 DTSINI JI ** NO **
 マ ヤ
名前 NAMA SAYA **
 ル レ
 ン ヤ
電話 NOMOR TELEPON SAYA **
 ルルサ ルルス ン
事件 001~009

ウ. 参考までに各警察署の電話番号は次の通りですので届出や相談の時にご活用下さい。

(1) 中央ジャカルタ警察署	3 8 4 8 4 6 2
(2) メンテン警察分署	3 2 8 1 8 9
(3) 北ジャカルタ警察署	4 9 1 0 1 7
(4) 西ジャカルタ警察署	5 4 8 2 3 7 1
(5) 東ジャカルタ警察署	8 1 9 1 4 7 8

(6) 南ジャカルタ警察署 771205
 (7) テベット警察分署 8303552
 (8) パサルミングー警察分署 781444
 (9) クパヨランパレー警察分署 7393234
 消防署 371309 or 3844216
 救急車 119 (車のみ)
 334030 (緊急器具看護婦付)

エ. もし電話がない場合あるいは電話がかけられない場合は、近くの人に大声で知らせて助けを求てください。

(2) 事後連絡

被害にあったときは、必ず最寄りの警察に届けるとともに、大使館、総領事館まで御連絡下さい。

大使館及び総領事館の電話番号は (代表) 324308, (直通) 325268, 又は 325524です。

おわりに

防犯には限度がなく、完璧な防犯はありませんが、常日頃から可能な限り気を配ることが大切です。当地における生活を楽しくする為にも本手引きの指摘事項に留意され、安全に暮らして頂きたいと思ひます。

(資料)

ジャカルタ在留邦人の防犯に関するアンケート調査の結果

'87. 2. 在インドネシア大使館
 在ジャカルタ総領事館

前年12月にJJC, JICA, 日本人学校等の協力を得て実施しました標記アンケート調査の結果は、以下の通りでした。なお、同時にお寄せ頂きました数多くのご意見は今後の参考にさせていただきます。御協力誠に有難うございました。

1. まとめ

(1) 本アンケートに回答頂いたジャカルタ在留邦人369名のうち、過去に犯罪被害にあった又はあいそうになったことのある人は129名 (全体の35%) で3人に1人の割合で何等かの犯罪被害経験がある。(問6)

(2) 犯罪の被害にあった時期は、129名のうち68名が過去1年以内と答えており、1年間に被害にあふ確率は18%とかなり高いことがわかる。(問7)

(3) 総被害件数は156件で、うち、忍び込みと空き巣が計83件と約半数を占め、侵入盗の割合が非常に高くなっている。(問8)

(4) 特に侵入盗被害者70名について、警備員及び番犬の効果を調べたところ、警備員のみ効果*0.89 (被害遭遇度、平均を1として1以下で小さな数程被害にあいにくく、1以上大きな数程被害にあいやすい。) 犬のみ効果*0.92、警備員と犬の相乗効果*0.39となり、警備員も犬もない家の被害遭遇度は*1.32との結果がでている。(問2, 3, 9, 10)

(5) 被害品で多いのは、現金(19%)、靴(18%)、電気製品(14%)の順となっている。(問12)

(6) 被害を届けた場所は、警察でも18%と低く、どこにも届けなかった人が約半数ある。(問13)

2. 回答結果の詳細

(問1) 防犯上の注意事項

A 外出時・就寝時に家にきちんと鍵をかける	306名 (83%)
B 使用人の身元確認・素行に注意している	136名 (37%)
C 身元の分からない来客に注意する	151名 (41%)
D 隣人つきあいをよくする	57名 (15%)
E その他	20名 (5%)
F あまり注意しない	17名 (5%)

(問2) 警備員の雇用状況

個人で警備員を雇用している	124名 (34%)
地域で警備員を雇用している	140名 (38%)
雇用していない	121名 (33%)

(問3) 犬の有無

番犬を飼っている	73名 (20%)
ペットを飼っている	57名 (15%)
飼っていない	241名 (65%)

(問4) 使用人に家の鍵を預けているか

預けている	90名 (24%)
一部預けている	219名 (60%)
全て主人が管理	60名 (16%)

(問5) 盗難保険に入っているか

入っている	160名 (43%)
旅行のときのみ入る	9名 (2%)
入っていない	200名 (55%)

(問6) ジャカルタで被害にあったことがあるか

2度以上ある	36名 (10%)
1度ある	62名 (17%)
あいそようになったことがある	31名 (8%)
ない	240名 (65%)

(問7) 被害にあった時期

過去1年以内	68名 (46%)
過去1年以上2年以内	45名 (31%)
過去2年以上3年未満	22名 (15%)
過去3年以上	12名 (8%)

(問8) 犯罪の種類

A 侵入強盗	0 (0%)
B 空き巣	37件 (24%)
C 忍び込み	46件 (29%)
D ひったくり・路上強盗	15件 (10%)
E 脅迫	5件 (3%)
F スリ	11件 (7%)
G 車上狙い	17件 (11%)
H 自動車盗等	2件 (1%)
I 使用人の持ち逃げ泥棒	12件 (8%)
J その他	11件 (7%)

(問9及び問10) 侵入盗の被害者数70名(件数83件)の被害時における警備員及び犬の状況

個人で警備員を雇用していた	16名 (23%)	番犬を飼っていた	7名 (10%)
地域で警備員を雇用していた	16名 (23%)	ペットを飼っていた	9名 (13%)
雇用していなかった人	39名 (56%)	飼っていなかった	56名 (80%)

(問11) 犯罪にあった場所

自宅	99件 (67%)
----	-----------

路上	27件 (18%)
車の中	4件 (3%)
レストラン・劇場公共施設内	6件 (4%)
デパート・スーパー等商店内	5件 (4%)
ホテル内	5件 (3%)
職場内	0 (0%)
その他	3件 (2%)

(問12) 被害品目

A 現金	26件 (19%)
B 宝石等	16件 (12%)
C 電気製品	19件 (14%)
D 家具	2件 (1%)
E 衣類	13件 (9%)
F 靴	24件 (18%)
G ゴルフクラブ・テニスラケット	5件 (4%)
H 自動車盗等	15件 (11%)
I その他	15件 (11%)
J なし	

(問13) 犯罪を届けた場所

警察	19件 (18%)
R. T.	12件 (11%)
大使館・総領事館	1件 (1%)
職場	29件 (27%)
どこにも届けていない	53件 (49%)

3. 回答者の内訳

(1) 性別

男性	343名 (93%)
女性	26名 (7%)

(2) 年齢

20歳未満	0 (0%)
20才以上30歳未満	17名 (5%)
30歳以上40歳未満	163名 (44%)
40歳以上50歳未満	135名 (36%)
50歳以上	54名 (15%)

(3) ジャカルタ滞在年数

1年未満	83名 (22%)
1年以上2年未満	88名 (24%)
2年以上3年未満	95名 (26%)
3年以上	103名 (28%)

(4) 居住形態

家族と共に居住	253名 (68%)
単身赴任	95名 (26%)
独身	21名 (6%)

(5) 住宅

独立一軒屋	263名 (70%)
マンション形式の住宅	13名 (4%)
家族持ち用メス	28名 (8%)
独身・単身用メス	55名 (15%)
ホテル	8名 (2%)
その他	2名 (1%)

(6) 職業

日系企業	187名 (51%)
日・イ合併企業	79名 (21%)
インドネシア企業	0 (0%)
その他の企業	5名 (1%)
日本政府関係機関	11名 (3%)
JICA専門家	40名 (11%)
日本人学校	26名 (7%)
家庭の主婦	20名 (5%)
学生	0 (0%)
その他	1名 (1%)

データ名：●ウジュンバンダン「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：9469

参照：6

●ウジュンバンダン「防犯の手引き」

防犯の手引き

平成4年10月

在ウジュン・バンダン総領事館

目次

- <1> 当地の犯罪傾向
- <2> 各種取締り法規に関する留意点
 - 1. 麻薬について
 - 2. ギャンブルについて
- <3> 一般的な心構え
- <4> 短期滞在者の留意点
 - 1. 外出時について
 - 2. 乗り物利用時について
 - 3. 買物時について
 - 4. 宿泊時について
 - 5. その他
- <5> 長期滞在者の留意点
 - 1. 住居について
 - 2. 居住時について
 - 3. 通勤通学について
 - 4. 使用人について
- <6> 緊急時の連絡先等

<1>当地の犯罪傾向

犯罪の発生率について見ると、南スラウェシ州と南東スラウェシ州を併せた数字では1人当たり0.12%~0.16%となっており、全インドネシアでも4、5番目に発生率の多い地域となっています。

ウジュン・バンダン市に限ってみると、発生率は0.28%~0.3%程度上昇し、インドネシアの中では発生率の高い都市となっています。ウジュン・バンダン市の犯罪のうち最も多いのは傷害で、次いで窃盗、強盗の順となっています。

当地の住民であるブギス、マカッサル族はシリッという特殊な価値観を有し、個人の威信(シリッ)が傷つけられた場合には威信を守るために直ちに報復行為に訴える傾向があり、報復による傷害事件が多く発生しています。これらの事件の殆どは現地人の間で起こっていますが、在留法人にあっては人前で相手を叱る等現地人の威信を傷つけるような行動は厳しく慎むべきです。

その他、窃盗、強盗等の都市型犯罪も増加してきているところ(治安強化の結果、1990年以降全般的に若干減少を示している)で、これらの都市型犯罪に対しても、後述するように充分安全対策を講ずる必要があります。

<2>各種取締り法規に関する留意点

1. 麻薬について

インドネシアにおいては麻薬犯罪に対しては厳しい取締りと刑罰を課しています。当地では外国人に対する麻薬の密売のケースはあまりありませんが、麻薬使用の勧誘に対しては充分警戒し、不用意に巻き込まれないよう注意しなければなりません。

2. ギャンブルについて

当国はギャンブルを禁止しています。そのため我々のレジャーとしての麻雀も時にはギャンブルと間違えられ官憲の手入れを受けることがありますのでご注意ください。

<3> 一般的な心構え

我々の滞在しているところは、日本と生活様式も人間関係も宗教も法律もすべてが異なるインドネシアの地であることを充分認識する必要があります。インドネシアはその国是に「多様性の中の統一」と謳われているように、多様な民族により構成されておりますので、我々としてはインドネシア全体のことを知るとともに、前期<1>の如き居住地の民族の習慣、性格等を知る必要があります。

一般的に当地の人々は親日的ですが、一部には戦争中の苦い経験や戦後の日本の繁栄ぶりから反日感情も潜在しており、これがなんらかのきっかけで顕在化する恐れもありますので、我々としては、独善的になったり現地人を見下したりする等の行動をとらないよう、充分自重する必要があります。またインドネシア人の中には未だ反華僑感情を有している者も多く、政情不安、暴動等の際には華僑が攻撃の対象とされる場合があります。日本人は中国人と間違われやすいので、このような場合には騒ぎに巻き込まれないよう注意する必要があります。

他方、日常生活においては、他の外国におけると同様、充分な警備を行い、財産をきちんと管理し、使用人を適切に使う等の安全確保上の配慮をすべきことは言うまでもありません。

<4> 短期滞在者の留意点

1. 外出時について

世界的傾向として「日本人は金持ち」と思われており、掏摸やひったくりなどから目をつけられやすいことは周知の事実です。無用の被害を防ぐためにも、外出時には、貴金属等は身につけず、現金の携帯も必要最小限にするなどの注意が必要です。また、夜間の独り歩きは避けた方が無難です。特に港の周辺にある歓楽街は治安が良くありませんので、ご注意ください。

2. 乗り物利用時について

当地の一般的な乗り物はベチャ（人力車）、ペテペテ（乗り合い小型バス）、バス、タクシー等がありますが、タクシー利用が安全です。タクシーにはメーター制のものと時間決め白タクがありますが、メーター制のタクシーの方が無難です。ベチャの利用は土地カンのない外国人には難しいので避けた方が無難ですが、もしも利用する場合には、事前に必ず料金を確認するほか、人のいない寂しい場所で乗り降りしたり、夜間に利用することは避けて下さい。降りる時に万一不法な料金を請求された場合には、下手に抵抗しない方が安全です。

メーター制タクシーには次の2社があります。

a. BOSOWA TAXI (ブルーの車体)

b. AMAL TAXI (ベージュの車体)

3. 買物時について

最近ではスーパーマーケットも増え、短期滞在者にとり非常に便利になりました。定価表示ですので値段交渉をする煩わしさもありません。スーパーマーケット以外のパサール（市場）や魚市場などで買物をしようとする時、自分の値切った金額に相手が同意したら買うのが普通で、買わないとトラブルを招きます。単なる冷やかして値切ることは避けて下さい。また、一般のパサールなどではひったくり、置き引き等も出没しますので、所持品には充分ご注意ください。

4. 宿泊時について

安全のためには、ある程度料金の高額なホテルを選んだ方が無難です。外出の際には、旅券、航空券、現金やトラベラーズチェックなどの貴重品は部屋に残さず、ホテルのセイフティーボックスに預ける方が安全です。

5. その他

旅行者などの短期滞在者の場合、日本での習慣をそのまま持ち込みがちですが、自分が今いるのは外国であることを充分弁える必要があります。飲酒を例にあげますと、酔酩して路上を歩くのは日本国内では許されても、イスラム教徒の多い当地では地元民のひんしゆくをかう他、防犯上の観点からも好ましいことではありません。ましてや、酔った勢いで若い女性に無闇に声をかけたりするのは、住民感情を逆撫ですることになり、思わぬトラブルに巻き込まれますので、厳に慎む必要があります。

<5>長期滞在者の留意点

1. 居住について

(1) 入居家屋の選定に当っては、居住地域について安全性を確認することが必要で、一般的に高級住宅地域と称されている地区を対象に住宅を探すことがよいでしょう。

(2) 当地ではフラット、アパート等の集合住宅はなく、長期に居住するには一戸建ての住宅を賃借する必要があります。但し先進国等と異なり、当地の賃貸借契約は2～3年契約、2～3年分家賃一括前払いが通例となっていますので、住んでみて気に入らないからといって途中で移転することは困難です。従って、契約に当っては周辺の環境、住宅の状況、契約の条件等を充分検討の上、決定することが肝要です。

(3) 住宅は、安全対策面から敷地の周囲がフェンスか壁で囲われ、ドア、窓は鉄格子でカバーされ、施錠可能なものが望ましく、また各部屋とも鍵がかかることが必要です。このような安全対策上の諸点については充分チェックし、不十分な場合には家主側に改善を求め、その上で契約を締結することが肝要です。

(4) また言うまでもありませんが、安全対策以外の上下水道、電力、電話等の基礎条件、及び家具その他の設備についても充分チェックし、不十分な場合は家主側と交渉し、できるだけ満足のいく形で契約、入居することが肝要です。

2. 居住時について

(1) 門の扉は、たとえ在宅していても開門し施錠しておく方が安全です。

(2) 使用人には、見知らぬ訪問者に対しては門の扉のところで応対させ、また、使用人の親戚や知人であっても門外で話をさせ、敷地内に入れる時は主人の承諾を得た上で立ち入らせるよう教育する必要があります。

(3) 夜間はできるだけ家の周囲の電灯をつけておくことと、入口の扉はもとより、各部屋の施錠も忘れないようにしたいものです。また、賊の侵入の足場になるようなものは家の周囲に置かない方がよいでしょう。

(4) 緊急連絡用の電話表を作成し、電話のそばの見やすい所に置くことも必要です。

(5) 一戸建ての住宅には、事情が許せば番犬を飼うことも警備上効果的です。

3. 通勤通学について

(1) 当地には安全確実な公共の交通機関がないため、自家用車を備え付け、現地人運転手を雇い、これを通勤、通学、買物等の外出に使うことが必要です。

(2) ベチャ、ベテペテ等が多く、その間を縫って運転することは容易ではなく、また事故の起こった際の対応を考え、できるだけ運転手を使い、オーナードライブを避けることが肝要です。

4. 使用人について

(1) 当地ではフラット、アパート等の集合住宅はなく、一戸建て住居に居住することから、料理、洗濯、掃除、警備のため、2～4人程度の使用人を採用するほか、自家用車のための運転手1名を使用するのが一般的です。

(2) 使用人の採用に当っては、インドネシア人の知人又は在留邦人から予備知識を得た上で、彼らの使用人等からの紹介による候補者と面談の上、人物的に良いと判断される場

合には1ヵ月の試用期間を設けて採用し、試用期間中の結果をみて本採用するとよいでしょう。

(3) 使用人を使った経験の少ない在留邦人にとって、使用人を使う場合の注意事項は次のとおりです。

(イ) 雇用主側は自己の財産をきちんと管理し、戸棚等必要箇所には必ず鍵をかける等、使用人側に雇用主のきちんとした生活態度を充分知らしめることが肝要。

(ロ) 雇用主側は不必要に金品を与えたりして使用人を甘やかさないこと。通常年1回(イスラム教徒はレバラン時、キリスト教徒はクリスマス時)の賞与(約1ヵ月分の給与と服地等)を与える以外は、特別の超過勤務手当を除いて、金品を与えないこと。(金品を与えれば使用人がそれだけ尽くしてくれるという一方的思い込みをしないこと)

(ハ) 当地の人はプライドが高く、傷つきやすい性格であるので、叱る時は必ず一対一で行い、第三者の前で叱らないこと。また叱る時は、その理由を明確に示すことも肝要。

(ニ) 使用人の病気の際には充分医療手当を行うこと。また宗教心に厚いので宗教上の理由による休暇をできるだけ与えること。

(ホ) 帰国等雇用主側の都合により使用人を解雇する時は、その理由を充分説明し、解雇手当(通常給与月額×使用年数+α)を応分に支払い、恨みをかわないようにすること。その際、鍵などの貸与している物品を忘れないで回収しておくこと。

<6>緊急時の連絡先

当地の主な緊急連絡先の電話番号は次のとおりです。

警察	(南及び東南スラウェシ州警察)	323301
	(ウジュン・パンダン市警察)	319377
	(交通事故通報)	310989
救急車(赤十字)		854221
火事		854444
病院(Stella Maris)		81391
	(Akademis)	317334
	(Pelamonia)	323434
電話番号の問い合わせ		108
国際電話の申込み		100
日本国総領事館		81030,851882,82323

総領事館からのお願い

どんな小さな被害でも総領事館までお知らせ下さい。
在留届の提出もお忘れなく。

データ名：●スラバヤ「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：12408

参照：6

●スラバヤ「防犯の手引き」

『防犯の手引き』

平成4年10月
在スラバヤ日本国総領事館

目次

はしがき

当地の犯罪傾向

A-I 一般的な心構え

A-II 一般的な留意点

1. 外出時について
2. 乗り物利用時について
3. 買物時について
4. 宿泊時について
5. その他

A-III 各種取締法規に関する留意点

B-I 長期滞在時の心構え

B-II 長期滞在時の留意点

1. 住居について
 2. 居住時について
 3. 使用人について
- C 国際犯罪について
D 緊急時の連絡先等

はしがき

「多様性の中の統一」を標榜するインドネシアは、大小約14,000の島々から成り

人口 約1億8千万 (世界第5位)

面積 192万km² (日本の約5倍)

を有し、文字どおり多様性に富んだ国です。

また、国内を27州の一級自治体に分け、経済開発を柱に国造りに取り組んでいる開発途上国でもあります。

しかしながら、経済開発の屈折に起因して貧富の格差が生じ、都市部への人口流入、一部低下層の不満が顕在化し、その結果首都ジャカルタをはじめ主要都市における治安が悪化してきていることも否定できないのが現状です。

この手引は在留邦人が約500人が居住するインドネシア第2の都市スラバヤ市並びにその郊外を訪れる旅行者、出張者、長期滞在者等の方々が当地滞在中安全に過されることを願いつつ作成したものです。

「雨が降る前に傘を用意しろ」というインドネシアの諺がありますが、日本的に解釈すれば「ころばぬ先の杖」といったところでしょう。この諺にもあります様に、治安対策を講じる上で当地の犯罪傾向及び心構えを予備知識としてあらかじめもつことが重要ですか

ら、ここに日常の犯罪に対する心構えと対策を記して御参考に供したいと思えます。
なお、本資料の内容には、インドネシア人に関する機微な点にも触れておりますことから、その取扱いに十分な注意を払うよう念のため申し添えます。

在スラバヤ日本国総領事館

当地の犯罪傾向

1. 邦人が被った主な犯罪

- (1) ひったくり
- (2) スリ
- (3) 窃盗
- (4) 車上狙い
- (5) 置引き
- (6) 家屋への侵入盗

2. 最近の主な犯罪手口

- (1) 邦人等が歩行中、あるいは家の門前で車から降りたところを、オートバイに乗った2人組がハンドバック等をひったくり、そのまま逃走する手口が見られます。
- (2) また、数名の強盗団が門扉のカギの部分に切断したり、ガラス板数枚から構成された窓の一部を取りはずし夜間あるいは留守中に家宅内へ侵入、VTRやTV等を盗む手口が増加中です。

A-I 一般的な心構え

まず国情、生活習慣、文化、生活環境、民族性等の異なる異国の地にいることを再認識する必要があります。

加えて当国は、日本人にとり馴染みの薄いイスラム教徒が全人口の約90%を占めている点、及び華僑系インドネシア人に対する純粋インドネシア人の感情がネガティブである点を知っておくことも必要でしょう。

基本的には、自己の所有物等に対し常に監視の目を光らせ、他人に対しスキを見せないように、自己防衛意識と安全確保の自覚を持ち続ける事が大切です。

A-II 一般的な留意点

1. 外出時について

(1) 一般的に当国において、日本人は「金持ち」とのイメージが強く、普段の外出時には、無用にインドネシア人を刺激しないよう、必要以上のお金は持たず、装飾品などもあまり身につけていない方が良いでしょう。

(2) インドネシア人は総じて温厚で、デリケートな性格ですので、人前で大声でどなりするような振る舞いは、厳に慎んで下さい。

(3) 夜間の一人歩きは避け、どうしても必要な時には、できるだけ明るい大通りを歩くようにして下さい。

(4) 所持品は、できるだけ建物側に持つよう心掛けて下さい。(ウインドショッピングや歩行中の「ひったくり」防止のため)

2. 乗り物利用時について

(1) タクシー以外の乗り物では、言葉も慣習も異なる人々と相乗りする訳ですから、まず第一に運転手や他の乗客等に不信を感じたら無理に利用せず、他の乗り物を考えた方が良いでしょう。

(2) 当地の一般的な乗り物は、ベチャ、タクシー、ベモ、バス等があり、メーター付きのタクシーを除いては予め行先を伝えた上で、運賃を交渉する必要があるため、前もってホテルや他の人々に一般的な値段を聞いておくのが良いでしょう。

この交渉もやり方次第では結構興味のあるものですが、極端な値切り方は避け、平均的運賃より少々高くても、安全を買うものと思い、おおらかに行ってください。

(3) ナンバープレート付の乗り物を利用する際、そのナンバーを利用前にメモしておくのも万一のためになるでしょう。

(4) 当地に不慣れな観光客や外国人を見ると、運転手の中には時として故意に目的地以外に連れて行く者もいますので、その様な事になったら、ためらわず窓から大声を出すなり、停車させるなり抵抗して下さい。

但し、身体に危険を感じる時には、最後まで抵抗せず、所持している金品を渡してしまう方が安全ですので、この点は十分注意して下さい。

(5) タクシー等の利用中に故障が生じた時には、運転手に代替車を用意させ、そこまでの運賃を支払った上で乗り換えるのが常道でしょう。

(6) タクシー等の利用中に人身事故等が発生した時には、そこまでの運賃を支払った上で現場から速やかに遠ざかって下さい。どの様な事故にしても、自分は直接関与せず、運転手に処理させるのが大切なポイントです。

(7) 当国の運転マナーは日本とはかなり異なりますし、言葉の問題などで事故を起こした時の処理が大変ですから、自家用車にしる、レンタ・カーにしる、自分で運転することは極力避けて下さい。

(8) 自家用車等で人身事故等を起した時、市内であれば、次の措置をとって下さい。(あるいは、ドライバーにとらせて下さい。)

(a) 最寄りの警察所(電話番号110)、又は、交通事故係(電話番号42096及び43096)へ事故の発生場所、事故の状況並びに報告者名等を連絡、救急車の手配依頼(救急車TEL:118)。

(b) 救急車の到着まで状況が許す限り、負傷者の移動等は行わない。

また、郊外で起した場合は、付近の民衆に取り囲まれる恐れがあれば、そのまま最寄りの警察署に駆け込み事情を報告した上で被害者の措置を講ずるようにした方が良いでしょう。

(事例)

正義感から自分で被害者を病院へ運ぼうとした外国人加害者が、付近の民衆に取り囲まれ暴行を受けた事件が過去に発生しています。

(9) 極く一般的なことですが、婦女子だけでの公共の乗り物の利用は避けた方が無難でしょう。ドアのロックができるものでしたら忘れずに。

3. 買物時について

(1) 無用なトラブルを避けるため、必要以上の金銭は持参せず、つり銭の必要がないよう小銭を十分用意して行くのが良いでしょう。

(2) デパート、スーパーマーケットでは、定価がありますが、パッサール(市場)等ではそれが無いので、値段の交渉が必要となります。その際、露骨な値切り方は避けましょう。値段の交渉がまとまらない場合には、先方の感情を害さないうちに他の店へ移り交渉してみるのも一案です。

(3) 値段の交渉で自分の言い値まで値切る事ができた場合は、必ず買って下さい。買う意志がないのに興味本意で値切ったりしないよう注意して下さい。

4. 宿泊時について

(1) ホテルを選ぶ際、いかがわしいホテルは避け、極力名の通ったものを選ぶのが良いでしょう。

(2) チェック・イン及びチェック・アウトの際、手続等に気を取られ、荷物への警戒が薄れがちになりますので、大切な物の入ったカバン等は足の間に挟むなど、身近に置くようにして「置引き」に十分注意して下さい。

朝食等食事の際、料理を取りに行くためにバッグ等荷物を食卓に置いたままにしないよう注意して下さい。

(事例) 料理を取りに行った間に、パスポート、現金の入ったバッグを盗まれたケースがあります。

(3) 貴重品はできるだけフロントのセキュリティボックスに預ける方が良いでしょう。

(事例) 外出中に賊が旋錠した部屋に侵入し、旋錠されたカバンをこじ開け、盗難にあった事件が発生しています。

5. その他

(1) インドネシア人は総じてプライドの高い民族ですので、彼等の生活の場にあまり深入りしない方が好ましく、政治、宗教について議論する事は厳に慎むべきでしょう。

(2) 使用人等の身近な人々は、外地で生活する私達邦人にとり、一番我々の身の安全を確保する上でのヘルパーであることと十分認識し、反感をかうようなことがないよう接していくのが良いでしょう。

A-III. 各種取締法規に関する留意点

1. 麻薬について

麻薬取締りに対する当国の姿勢は厳しく、処刑・終身刑の重刑対象にもなっており、絶対に麻薬に関与してはなりません。因みに、バリ島では邦人旅行者も多数麻薬に関与したため逮捕されていますし、その中にはおとり捜査による逮捕者も含まれていると言われています。

従って、あらぬ疑いを掛けられないよう、売人等が接触して来ても取り合わぬことが肝要です。

2. ギャンブルについて

当国はギャンブルを禁止しているところ、麻雀がこれに含まれるかどうかが問題になっていますが、当国法規中に、麻雀の明記はないものの、インドネシア人にはこれがギャンブルと受け取られがちです。

このため、麻雀の最中に現地の警察官に踏み込まれたケースもありますので、御注意下さい。

B-I. 長期滞在時の心構え

一般的な心構えに加えて防犯のためには、家屋や鍵等の改造、警備員の雇用等多少手間及び金銭的負担がかかることを認識し、おしまず準備することが望ましいのです。

B-II. 長期滞在時の留意点

1. 住居について

(1) 新規入居、転居の際には、事前に既に在住の方々に、一般的安全面から見た家屋選定上のアドバイスを受けるのが良いでしょう。

また当地は雨期になるとバンジール(浸水)となる地域もあり、家屋の中まで水が入るものも見受けられますから、この点に注意することも忘れずに。

(2) 家屋は周囲を全部フェンス又は壁によりカバーされたものが望ましいでしょう。

(3) すべてのドア及び窓は鉄格子によりカバーされているもので、施錠可能なものが良いでしょう。

(4) 窓をカバーする鉄格子の取付部にねじ等が使用されているものでしたら、その頭部を埋め込んだものか、ハンダ等でカバーされたもので、容易に取りはずすことができないものが最良でしょう。

(事例) 2ページ、2.最近の主な犯罪手口、(2)参照

(5) 有事に備え、電話の設置された家屋を選ぶのが望ましいでしょう。当地では後日電話を設置しようとしても数年かかっています。

2. 居住時について

- (1) 入口の扉は、たとえ居住していても閉門し、施錠しておく方が良いでしょう。
- (2) 見知らぬ訪問者には、鉄閉扉を施錠したままか、ドアチェーンをかけたまま使用人に応対させる方が良いでしょう。また、訪問者を招き入れる時は、主人の承諾を得た後入れさせるよう、使用人を教育しておくことも必要でしょう。
- (3) 夜間は、できるだけ家の周囲の電燈をつけておくことと、入口の扉のみならず、各部屋の扉にも施錠を忘れないことが大切です。
- (4) 賊が侵入しにくいよう、家屋の周囲に足場になりやすい物を置かない方が良いでしょう。また、番犬を飼うのも一法です。
- (5) 緊急連絡用の電話表を必ず作成し、電話の座右で見やすい場所に置くと便利です。

3. 使用人（運転手、女中等）について

(1) 使用人の善し悪しで外地生活の印象が多分に左右されるものです。特に御婦人方にとりましては、一日中顔を付き合わせる相手でもありますので、後に解雇をするなどトラブルの原因を作ることとならないよう、その採用には慎重な検討が必要でしょう。住居選択時と同様、事前に在留邦人の方々に使用人の平均的給与、使い方等の予備知識を得ておくのも良いでしょう。

(事例) 解雇された使用人の手引きにより盗難にあったケースや、問題を起こし解雇された者が、前歴をかくし新しい邦人の家に再雇用される等の例も多数見受けられます。

(2) 日本においては、ほとんどの家が家族だけで家の事を賅っていたのですから、その気持ちを忘れず、使用人は補助的な存在と考え、多大なる期待を抱くことなく、性格、国民性、生活習慣等の違いのあることを念頭に置きつつ、時間をかけ、その期待値を高めるのが良いでしょう。

特に子供の育児に関しましては、当然のことながら親に責任がありますから、使用人に任せた上での不慮の事故につき使用人を責めないよう注意して下さい。

(3) 使用人を解雇する場合は、錠、鍵類など貸与している物品を回収し、解雇手当を応分に支払い、悪印象を残さぬよう心掛けましょう。

(4) 使用人解雇後は、鍵の取り替等を行うのも予防になるでしょう。

(5) とにかく、使用人が最も身近かなインドネシア人であることを忘れないで下さい。

C 国際犯罪について

海外での防犯ということで、これまでは、盗難事件などの一般的犯罪に対する心構えだけでもこと足りると考えられがちでした。

しかし、近年、世界的なテロ事件や誘拐事件等の国際犯罪の頻発に伴い、これに巻き込まれる邦人も増えつつあることから、これら国際犯罪に対する認識を有することもまた重要です。

ただ、テロ事件及び誘拐事件より身を守るには、オフィス・家庭での安全対策、日常の行動及び身の回りに対する注意、従業員使用人の教育等々の総合的な対策を徹底して行うしか打つ手が無いのも現状です。

つきましては、日本での習慣や常識をそのまま現地に持込もうとせず、異なる安全環境の中で『自分の安全は自分自身で守る』との意識をより強く持ち、行動することが肝要と申せましょう。

D 緊急時の連絡先等

当地の主な緊急時連絡先等電話番号は次のとおりです。

- 警察 110
- " (交通事故) 42096, 43096
- 救急車 118
- 火事 113
- 国立病院 (DR. SUTOMO) 40061~6
- ダルモ病院 66145, 66253~6
- アディフサダ病院 470256
- エル・カ・セ病院 65446~7

- 在スラバヤ日本国総領事館 40003, 44677, 44072
- 東部ジャワ日本クラブ事務局 571400
- 電話番号問い合わせ 108
- 国際電話申し込み 101

なお小さな被害であっても総領事館へは必ず御連絡下さい。
3ヶ月以上当地に滞在される方は、在留届を当総領事館へ提出することをお忘れなく。

データ名：●メダン「防犯の手引き」
ID：KAN00010
登録日付：94/04/04
属性：テキスト
バイト：17998
参照：9

●メダン「防犯の手引き」
安全対策の手引き

平成4年10月
在メダン日本国総領事館

はじめに

当地は、政情・治安ともに比較的良好で、まず落ちついて生活できる土地柄と言えるかと思いますが、日本にいるのと同じような気持ちでいると思わぬ災難にまき込まれるおそれがあります。

現に在留邦人の方々の盗難被害など犯罪遭遇のケースが過去に何度もあり、この先当地で邦人をまき込んだ凶悪な犯罪が発生しないという保障はどこにもありません。

安全対策は人まかせにしておくべきものでは決してなく、我々が我々自身の手で身を守る努力をしていかねばなりません。

この手引き書は、在留邦人の皆様方が、つつがなく当地での生活を過ごされることを願い、その安全対策の御参考とされるよう作成したものです。皆様のお役に立てますれば幸いです。

なお、総領事館への在留届を励行されると共に、離任又は住所、電話番号等の変更があれば、必ず御通報いただけますようお願いいたします。

平成4年10月

在メダン日本国総領事館

目次

<1> 一般的防犯対策

1. 日常生活における心得
2. 住居に関する心得
3. 使用人に対する心得

<2> 旅行先での注意事項

1. 一般的防犯心得
2. ホテル火災に際しての心得

<3> 緊急事態対策

<1> 一般的防犯対策

メダンでの犯罪傾向をみますと、物盗りを狙いとする家宅侵入、ひったくりの類が圧倒的に多いのですが、泥棒に抵抗したために殺害されたという例もかなりあります。いざという時は、多少の金銭的損失は、身体的安全のための保険料と割り切ることも必要と思われれますが、出来心からの犯罪行為を誘発しないようしっかりした心構え、対策が望まれます。

以下は、危険から身を守るための注意事項として挙げてみました。いずれも常識的な事柄ですが、改めて身の回りを見直していただきたいと思ひます。

1. 日常生活における心得

(1) 自宅には見知らぬ外部の人を入れない。ドアを開けるのは来訪者の身元がはっきりしている場合に限る。身元のはっきりしない来訪者の用件は、なるべく使用人を通じて済ませる。

(2) 電気工事人などが家の様子を知り、後で空き巣狙いになった例がある。各種の工事等で、どうしても家に人を入れる必要のある時は、信用のおける業者を選ぶこと。場合によっては知人に紹介してもらうとよい。

(3) バカンスなどで出かける場合、日程が外部の人に知られないようにし、家族にもそのことを徹底させておくこと。家が留守になる期間が外部の人にわかると、泥棒に狙われやすい。

(4) 外出時はあまり目立つ服装はしないこと。当地では肌を多く露出する服装は不適當。特に、女性はテニス・ルックで街を出歩かないこと。

(5) ベチャは構造的に危く、自動車等と一寸接触しただけで大破・転倒し、大怪我をすることがある。特にベチャの運転手の中には一部悪質な者もあり、強盗に早変わりすることもあるほか、夜間や人通りのないところを通行中強盗に襲われる例もあるので、一人でベチャに乗るのは出来るだけ避けること。特に、婦人は一人でベチャを利用しない方が賢明。

(6) どうしてもベチャを利用するときは、運転手との間で友好的雰囲気を保ちながら、事前に料金を決めておくこと。また、車体番号をみておくこと。

(7) ベチャなどに乗車中、万一目的地以外のところに連れて行かれそうになれば、ためらわず外に向かって大声を出すなり停車させるなど抵抗すること。ただし、身の危険を感じる時は、所持金を渡すことにより解決をはかること。

(8) オートバイによるひったくりが多発しており、携帯品を奪われるだけでなく、負傷することもあるので、なるべく車道から離れて歩くこと。

(9) バザールや各ショッピング・センター及び映画館、遊園地等の切符売場ではスリの被害が多いので、必要以上の現金は持たないこと。こうした場所に行くときは装身具も簡素にすること。

(10) 夜間の不要不急の単独外出は極力避けるにこしたことはないが、もし出かけるときは運転手を使い、なるべく早く帰宅するようにすること。深夜の交差点で、赤信号で停車中に襲われた例がある。車のドアは必ずロックし、窓は開けない。怪しいと思った時は、まず避けることを考えること。

(11) 駐車中に車の窓ガラスが割られ、カーステレオや車の中に置いた品物が盗られることがある。通行人など一般の人は、こうした犯行を見て見ぬふりをする人が多いので、日中でも充分注意を要する。なるべく運転手を使い、買い物など、用事をすませる間は運転手に車の番をさせること。

(12) 子供を路上で遊ばせないこと。子供を自転車で外出させないこと。特に高級自転車は人目をひくので要注意。

(13) 自分とは関係のない事故・事件を目撃したときに、善意から負傷者を介護しようとしたところ、逆に加害者と間違われ袋だたきになったという話もあるので注意すること。

(14) 自分の交通事故の際、こちらの被害が軽度で警察をよぶほどのことでなければ、相手の態度にもよるが、あまり相手を追及せず、保険で処理する方が無難である。バンパーが凹んだくらいで相手の非を問いつめると、逆に反撃される可能性もある。事故現場には群衆が集まってくるのが常で、いくら自分が正しくとも彼らは往々にしてインドネシア人側の味方をするのを頭に入れておくこと。

また当地では、大きな乗り物と小さな乗り物が衝突したときは、例えば乗用車とオートバイや自動車と衝突したときには、交通法規等に照らしどちらが有責かというより大きい方が責任をとるべきだという意識が民衆の間では強いことに留意し、事故処理に当たること。

(15) 人混みが多いなど環境の悪い近道より、多少遠回りでも安全な道を選ぶこと。運転手にもそのように教育しておくこと。

(16) 当国人は総じてプライドが高く、デリケートな性格をもっているため、彼等の生活に干渉するような印象を与えることは避け、政治・宗教について議論するのは要注意。また、酒に酔って人前で大声を出したり、罵倒する等の振舞いは厳に慎むこと。

(17) 近隣の家と親しくし、非常の際は助け合える関係をつくるよう心掛けること。

(18) 過度のカラオケは近所から反感を買う可能性もあるので、音量に配慮するなど節度を守ること。

(19) 麻雀は当国では賭博行為とみられ、取締対象となっているので厳重に注意すること。また、使用人が告げ口をする可能性もあることを頭に入れておくこと。

(20) 麻薬取締りについて当国の姿勢は厳しく、終身刑などの重刑の対象にもなっている。いかなることがあっても絶対に麻薬には手を出さないこと。

(21) 非常時に備えて警察、病院などの連絡先のアドレス、電話番号など必要なデータを整理し、常に一定の場所に備えておくこと。

(22) 万一不幸にして犯罪に巻き込まれたならば、被害の多少にかかわらず警察及び当総領事館に通報すること。泥棒に入られても警察へ被害届けを出さないことがわかると、その後更に狙われるおそれがあり、また当館への通報は警察への申し入れ、在留邦人への注意喚起等のため貴重な資料となる。

(23) インドネシアの人達と接触する上で、習慣の違いなどから次のような点に注意すること。

(イ) 左手だけで物の受渡しをしないこと（左手は不浄、両手を使うのは良い）。

(ロ) 人の頭に触らないこと（頭は神聖なところで、他人に触れられるのを嫌う）。

(ハ) 両手を腰にあてて話さないこと（威張っているように見られる）。

(ニ) 相手の家を訪問したときは、靴など履き物を脱ぐのが原則。

(ホ) 接客中に足を組むのは失礼。特に、足首を他の足のヒザに乗せる組み方は御法度。

(ヘ) 半ズボンやランニング姿で来客に会うのはいけない。相手にもよるが、不意の来客にも着替えて対応するのが原則。

(参考)

緊急連絡先 警察 110 又は 520794

消防署 119

救急車 118

2. 住居に関する心得

(1) 家を選ぶ際は、商店街や下層階級の住宅地に近いところを避けるなど周りの環境を重要視し、永年当地に居住している人のアドバイスを得ること（なお、その際、電気、水道、電話の事情、大雨による洪水の有無等も調べた方がよい）。また、家屋は平凡な外観のものとし、周囲から浮き上がらないものを選ぶのが無難。

(2) 自宅の住所、電話番号は必要のある人以外には絶対に知らせないこと。名刺にも刷りこまず、電話帳にも載せないようにした方がよい。

(3) すべての出入口及び窓に鉄格子を設置し、確実に施錠すること。特に玄関のドアには必ず覗き穴とチェーンや蛇腹式の鉄格子をつけ、侵入防止を計ること。

(4) 裏庭など昼間ドアを開けているか、施錠していない箇所のあるところには、容易に侵入されないように工夫すること。

(5) 必ず野外照明を設けること。出来れば外部侵入者を知らせる警報システム、サーチライトを設備する。

(6) 植え込みなどで家の周囲に死角が出来ないように照明を工夫する。

(7) 当地では屋根を破って侵入する賊があるので、周りの立木を切り払うなど、簡単に屋根にとりつけないようにすること。

(8) 夜警を雇うのが望ましく、その場合、特に身許の確実な者を選ぶこと。

(9) 番犬を飼うことも一計。

(10) 万一在宅中に賊に入られたら、出来るだけ顔を合わさないようにすること。相手の

顔を見つめると襲ってくる恐れがある。また、腕力に自信があっても抵抗しないこと。賊は2~3人ないしそれ以上で入ってくるが多く、大抵刃物を持っているので、抵抗したために殺害されたり重傷を負ったりすることがままある。

(11) 寝室の防備を慎重に考えること。万一の場合はここに閉じこもり、外部からの救出を待つため、外部との連絡手段(電話、ブザー等)を寝室内に用意する。また子供の寝室との連絡・合図などを考えておくこと。就寝時は寝室のドアを施錠する。

3. 使用人に対する心得

(1) 使用人が最も身近なインドネシア人であることを忘れず、かつ使用人は基本的には補助的な存在と考え、過度の期待を抱かないこと。また性格、国民性、生活習慣の違いのあることを念頭に、自分でも常に自分の態度をチェックして、厳し過ぎず、かといってルーズにもならないように注意すること。また給与水準は他の邦人家庭等の情報を得て、適正と考えられる線に設定すること。

(2) 使用人が泥棒の手引きをするケースがあるので、採用前も採用後も身元調査、素行調査に努めること。採用時には身分証明の提示を求め、コピーをとっておくこと。

(3) 一般の来訪者や電話の応対のしかた、また例えば不審な人物を見かけたり、不審な電話を受けた場合どうするかなど、安全確保の精神と手段について教育しておくこと。

(4) 使用人から家庭内の情報が外部に洩れないように注意すること。

(5) 使用人の親族・友人をみだりに家の中に入れさせないこと。

(6) 使用人を解雇するときは、適正な退職金を支払うなど、悪印象を残さないよう努めること(さかうらみをかって後でイヤがらせをされること、労働委員会に提訴されること等がある)。

(7) 退職時のトラブルを避けるため、採用時に契約書を交わしておくこと。

(8) 使用人が変わったときは、鍵もとりに変えるくらいの配慮が望ましい(石鹸などで簡単に鍵型をとることが出来る)。

<2>旅行先での注意事項

旅行にてかけた時は解放感からつい注意がおろそかになりがちです。リラックスしながらも災難にあわないよう気分を引き締め、楽しい旅行が出来るようにしたいものです。また旅行中は、盗難などの犯罪に対する心構えに加え、ホテル火災も頭に入れておく必要があります。2.の「ホテル火災に際しての心得」は、アジア開発銀行の資料を適宜抜粋してご参考に供するものです。

1. 一般的防犯心得

(1) ホテルや空港等のカウンターで手続きの際、荷物から目を離さないようにする。時々背後をふりかえるなど、スキを見せないようつとめること。

(2) 多額の現金、トラベラーズ・チェックは、どんな場合でも人前で見せないこと。

(3) ホテルでは貴重品はホテルの金庫(セーフティー・ボックス)に預け、金庫の出し入れの際はボックスに鍵がかかるまでしっかり見とどけること。

(4) パスポート(フォトコピーを必ず別途用意しておくこと)などの貴重品を持って出かけるときは、ウェスト・バックを利用すると便利であるが、フックが簡単にはずされるので、フック部分を針金でつなぐなど工夫すると良い。またカメラ等高価なものはむきだしにしないこと。

(なお、万一パスポートが盗難にあったときは、警察に届け出て盗難証明を発行してもらい、最寄りの在外公館にパスポートの再発給又は『帰国のための渡航書』の発給申請をすることになるが、発給までの所用日数は最低1週間を要する。)

(5) ホテルの部屋にいるときは、ホテル使用人を装った賊に押し込まれないよう、錠だけではなくドア・チェーンもかけること。これらが壊れているときは部屋を変えてもらうこと。

(6) ホテル内のレストランに行くようなときもカメラなどはトランクに入れ施錠するこ

と。トランクはナンバー・キー付きのものの方が良い。

(7) レストラン等で、椅子の背にハンドバッグやカメラをぶら下げないこと。

(8) ホテルで部屋の係へのチップ(枕金)は相場どおり毎日支払うこと。チップを置かなかったため、意趣返しに物を盗ったり、泥棒の手先になったりということは、各国でもよく聞く話である。

(9) ホテルのエレベーターは犯行に遭う可能性があるため、特に女性は要注意。なるべく同行者と一緒に乗るか一人で乗るときは見知らぬ他人と一対一にならないよう、場合によっては一台見送るようにした方がよい。

(10) プラスタギ・パラパット(北スマトラ州)周辺等の観光地について、

(イ) 単独ないし小人数で通常の観光コースから離れて人気のないところに行かないこと。物盗りに襲われ怪我をしたり、森林に入ったまま行方不明になった外国人の例もある。

(ロ) サモシル島などに案内をかって出る者がいるが、不要のときは、はっきり断わること。ずるずる連れて歩くと後でトラブルのもとになる。ただし断るときも相手の感情を害さないよう留意し、プライドを傷つけるような言動は逆うらみをかうので注意すること。

(ハ) トバ湖の小型ボートでの遊覧は午前中の方が無難である。午後は風が強くなり、波立つことが多い。

(ニ) フェリーボートを利用する場合、通常的にみて定員を著しく超えて多くの人が乗っていないかどうか注意すること。過度の定員オーバーに起因する沈没事故が、以前報道されたことがある。

2. ホテル火災に際しての心得

(1) 非常口の確認、

(イ) 火災そのものより煙及びパニックが恐ろしい。実際の火災においては、目を開けていられないため、手探りでも非常口までいけるようにしておく。非常口を開けたらどうなっているかも見ておく。

(ロ) バスルームにモーター付きの排気口があるか、窓はどうやって開けるのか、窓の外はどうなっているのか等を調べておく。

(ハ) 鍵はナイトスタンド等、手の届く一定の場所を決めた上で置くようにする。

(2) 避難する際の注意

(イ) 煙で目が覚めたら鍵をもち、床を這ってドアの方に進む。ドアの表面や把手が熱くなっていたら開けない。熱くない場合は少しずつドアを開けて外の様子を確かめ、大丈夫そうな場合には非常口まで進む。なお、部屋に残した荷物の被害を最小限にするため、部屋のドアを閉めておく。

(ロ) 非常口の階段を降りる途中で煙に出会った場合、突破することは避け、引き返す。非常口は階段側から開かないので、焦らず屋上まで上がり、念のためロックアウトされないよう扉を閉めず救出を待つ。屋上に避難して助かった例は多い。

(ハ) エレベーターは正常に機能していないおそれがあるので絶対に使用しないこと。

(3) 部屋に留まる場合の注意

(イ) 3階より上の階から飛び降りて助かる可能性はないと思うこと。部屋に留まった方が生存のチャンスは大きい。

(ロ) 電話が通じていたら、自分の存在を外部に知らせる。

(ハ) バスルームの排気口を作動させ、浴槽に水を張る。なお、身体全体を濡らすと蒸し焼きになる危険がある。

(ニ) シーツやタオルを濡らし、ドアの隙間を塞ぐ。壁やドアが熱ければ水で冷やす。

(ホ) 水に濡らしたタオルを三角形にして鼻と口を覆う(その際、失くさないよう端を口にくむ)。また、濡れたタオルを振って部屋の煙を払う。

(ヘ) 窓の外に火がある場合、カーテンなど燃えやすいものは窓側から離す。

<3>緊急事態対策

現在、当地において何らかの緊急事態が生ずる兆候は見られませんが、外国に滞在して

いる場合の心構えとして、いざというときに慌てないよう、平静からある程度の備えを怠らないようにしておく必要があります。

総領事館としてもいろいろな事態を想定し、これに対応するシナリオを種々検討しておりますが、一口に緊急事態といっても、その性格、態様、規模、事態の進展の速度等によって、その対応の仕方は千変万化しますので、ここでそれについて触れるのは現実的ではありません。

従って、以下平静の心構えに重点をおいて述べることにします。

1. 普段より準備しておくもの

(1) 緊急連絡網

緊急事態が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、当総領事館よりジャパン・クラブの連絡網を通じ、随時在留邦人の皆様方に必要な連絡を行うこととなります。

緊急連絡が迅速かつ適確に行われるかどうかは、緊急事態への対応がうまく行われるかどうかを左右する程重要な意味をもっていますので、ジャパン・クラブの連絡網は普段から定められた場所に保管するよう徹底しておいて下さい。

また、在留届は連絡網整理に役立ちますので必ず提出して下さい。

(2) 旅券等

旅券、外国人登録証 (STMD)、滞在許可証 (KIMS) 等は、いつでもすぐ持ち出せる状態にしておいて下さい。また出入国許可を常時有効としておくことが肝要です。

(3) 携行品

移動を必要とする場合に備えて、最小限次のようなものを普段から用意しておいて下さい。

(イ) 衣類等

衣類 (行動に便利でことさら人目をひくような華美な物でないこと)。

履き物 (行動に便利で頑丈なもの)。

着替え、下着等。

(ロ) 金銭

当座の生活費、シンガポール又はペナンまでの旅費。

円、米ドル等の現金又はT/Cで10日間程度の滞在費。

(ハ) 食糧等

米、調味料、缶詰め、ミネラル・ウォーター、その他保存食品等。

(ニ) 日の丸

手製のもので結構です。特に、反中国人暴動の場合などに役立つと思われます。

(ホ) その他

緊急薬品、トランジスター・ラジオ (短波放送受信可能のものが良い)、懐中電灯、ライター又はマッチ、十徳ナイフ、水筒。

(4) 自動車の整備等

(イ) 自動車は常時整備しておいて下さい。

(ロ) 燃料は、常にタンクの半分以上入っているよう心掛けて下さい。

(ハ) 自動車をもっていない人は、普段からもっている人と連絡をとり、必要な場合に同乗できるようにしておいて下さい。

(ニ) 運転手が使えなくなることも考慮し、地理を覚えるなど、いざという時は自分で運転できるようにしておいて下さい。

(5) 短波放送ラジオ・ジャパンの聴取

緊急事態が発生した場合、国際電話、テレックスが一切途絶することが往々にしてあります。

このような場合、ラジオ・ジャパンを通じて、当該地の在留邦人あての緊急連絡がなされることがありますので、普段から折りにふれラジオ・ジャパンを聴取し、必要なときにはすぐ周波数を合わせられるようにしておいて下さい。

ラジオ・ジャパンの周波数はメダン日本人クラブ発刊の「メダン便り」に毎号掲載され

ていますが、その周波数は、空中状態の変化に合わせ季節及び時間帯によって変わりますので注意して下さい。

2. 緊急時の基本的心構え

不幸にして緊急事態が発生した場合の基本的心構えについて、以下に記しますので、平静から念頭に入れておいて下さい。

(1) 冷静な行動

緊急事態が発生した場合は、極力平静を保ち、流言飛語に惑わされたり群衆心理に巻き込まれたりすることなく、正確な情報に基づき冷静に行動することが肝要です。

(2) 情勢の把握

総領事館より緊急連絡網等を通じ、適確な情勢をお知らせするよう努めますが、そのほか邦人相互の緊密な連絡、ラジオ、テレビの聴取等により、正確な情勢の把握に努めるようにして下さい。

なお、ラジオ・ジャパンを含め、外国放送を聴取することも参考になります。

(3) 総領事館への通報等

(イ) 皆様方が見聞された状況のうち特異なものは、随時総領事館へ通報して下さい。

(ロ) 自己又は他の邦人の生命、身体、財産に危害が及んだとき又は及ぶ恐れがあるときは、迅速かつ適確にその状況を総領事館に通報して下さい。

(4) 避難等

(イ) 緊急事態が発生した場合、情勢によっては自宅に居残り門を閉ざしている方が安全であることも多いのです。(また、隣近所など親密なインドネシア人宅に避難することが安全であることもあり得ますので、一般的防犯対策にもありますとおり、普段よりインドネシア人等との間に家族ぐるみ親密な人間関係を作っておくことが役立つ場合があります。)

(ロ) 総領事館から引き揚げ、あるいは緊急避難の勧告が出される場合があり、また、そのため特定の場所に集結を勧告するようなこともあります。このような場合には、速やかに行動するようにして下さい。

(5) 事前引き上げ

各自又は派遣元の会社等の判断により、婦女子や緊急用務のない者から逐次引き上げる場合には、その旨を総領事館へ必ず連絡して下さい。

データ名: ベトナム **【安全の基礎】**

ID: KAN00010

登録日付: 94/04/04

属性: テキスト

バイト: 6594

参照: 34

ベトナム **【安全の基礎】**

ベトナム社会主義共和国

Socialist Republic of Viet Nam

出入国時の留意事項

●査証

ベトナムへ入国する場合は、渡航目的に関係なくすべて査証を取得する必要がある。査証申請にはいずれの場合にも申請書2通、写真2枚が必要とされるほか、商用の場合にはベトナム関係機関からの招請状、報道取材の場合には事前にベトナム外国プレスセンターに取材申請書を提出して許可を得ておかなければならない。また、観光は通常、日本の旅行会社を通じてベトナム旅行会社により手配される。

付与される査証および滞在期間は渡航目的により、また入国後の滞在期間の更新についてはケース・バイ・ケースで処理される。

●出入国審査

イミグレーションでは厳格な審査が行われるので、出入国の際には、旅券、査証、滞在期間等が有効であることを、あらかじめ確認しておくことが重要。

なお、付与される査証には出入国港として、ノイバイ空港（ハノイ）、タン・ソン・ニャット空港（ホーチミン市）等特定されるので、査証申請の際は注意しなければならない。

。 出国の際には、空港税6米ドルが必要。

●外貨申告

出入国の際、税関で所持外貨のチェックが厳しく行われる。入国の際には、携行する額を通関申告書に正確に記入して検証印を得ておかなければならない。

外貨の持ち込み額には制限は課されていないが、出国の際にはベトナム滞在中の外貨使用分を申告することとなっているので、外貨交換証明書、ホテル代、ドルショップでの買物等、外貨の支払い分はすべて領収書を取っておくことが必要。

●通関

外貨申告とともに、携行荷物の内容をできるだけ詳細に申告することが必要である。

主な申告品目としては、煙草、酒類等のほか、宝石等の貴金属類、カメラ、フィルム、ラジオ、テープレコーダー、テープ、無線機器（原則として使用は認められない）等がある。

税関での申告書の審査が済むと検証印が押されて本人に渡されるが、出国の際に税関に提示する必要があるので、出国するまで保存しておかなければならない。なお、紛失しても再発給は行われぬ。携行荷物の開包検査は厳格に行われる。

滞在時の留意事項

●滞在届

ベトナムに48時間以上滞在する場合は、滞在登録を行う必要がある（外交旅券所持者は、滞在登録用として写真2枚が必要）。

ただし、一般旅券、公用旅券所持者は、空港の入国審査時に自動的に滞在登録されるこ

とになり手続きが不要になった。なお、タン・ソン・ニャット空港（ホーチミン市）から入国の場合は、写真2枚が必要となるので準備を要する。

●旅行制限

国境地帯、軍事関連施設等一定の場所は許可を取得した場合を除き、立ち入り禁止となっている。

●写真撮影の制限

(1) 軍事施設および空港、港湾等の施設。なお、情景撮影の場合は付近の警官等に撮影して良いか確認したほうがよい。

(2) 党・政府首脳の写真、宿舎および党・中央官庁の建物の撮影は禁止されている。

(3) 国境地帯（軍事施設）の写真撮影は禁止されている。

ホーチミン廟内部も撮影することはできない。

ビデオ撮影については、より注意を要する。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

麻薬の所持、使用は厳禁されている。

●不法就労

日本人の就労は認められていない。

●治安維持

政治体制や国情等について批判的な言動をすることは禁物である。

都市での刑事犯罪は年々増加している。これまで外国人が被害者となるようなケースはまだ多くないが、最近では外国人を狙った強盗、窃盗事件が発生しているようであり、十分注意を要する。

わいせつ性のある出版物を持ち込むと没収される。

●その他特殊取締

ホテルなど、外貨使用が認められている場所以外で外貨を使用することや、また物々交換は国内法によって原則として禁止されている。

なお、ホテルの支払いが外国人の場合、原則として米ドルの現金払いになっている。なお、クレジットカードおよびトラベラーズ・チェックは主要ホテルで使用可能（ただし、アメリカン・エキスプレス、アメリカの銀行、クレジット会社の発行のものは使用不可）。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

仏教が主流（カトリック教徒などもいる）。

食事はホテルのレストランのほか、ハノイ、ホーチミン両市内ではベトナム料理店、中華料理店等が楽しめる。ただし、生水や氷の入った飲み物は避けたほうがよい。また、生野菜には回虫の卵が付着している場合が多いので注意すること。

飲酒は自由。酒類は、レストランや市場で洋酒、外国製の缶ビール等を飲酒、購入できるが、古いものやニセ物もある。一方、ベトナム産の酒類も豊富にあり、けっこう飲めるが、衛生面、保存面で問題がある。

官庁の服装は、夏期（4月15日から10月14日まで）が白色の開襟シャツもしくはサファリスーツ、冬期がビジネススーツとなっていたが、最近夏期でもネクタイ・スーツの着用が求められることがある。

ベトナム人は民族の独立と自主を尊ぶ国民である。社会制度上、種族、性、職業、職種の違いにかかわらず国民はすべて平等との建前となっており、一般にそうした意識が

定着しているので、ベトナム人との接触には留意しておくべきである。

安全のためのひとくちアドバイス

最近、日本人旅行者、出張者の増加に伴い、空港、市場、ホテル等で旅券の紛失・盗難の事件が増えているので特に注意を要する。

ホテルでは小物類が盗まれることがある。スーツケースは必ず施錠すること。

また、自転車やバイクおよび自動車のミラー、方向指示器具等の部品、革カバンの付属金具などが盗まれることがある。

健康上の留意事項

ハノイ市内の上水道設備は老朽化が著しく、水道水には細かい砂、泥が含まれており、また消毒が十分でないので、水を飲む場合は十分に煮沸したものを飲むこと。

外出中に喉がかわいたときは、近くのホテル、レストラン等に立ち寄り熱いお茶やコーヒー、缶製品のものを飲むとよい。

また、ベトナムは季節によっては蚊が多く、地方ではマラリア、日本脳炎が毎年発生しているため、蚊取線香、虫よけを持参し、また、日本で予防接種（A型肝炎、狂犬病、破傷風）を受けておくことが望ましい。なお、最近ではエイズにも注意を要する。

病院はどれも医療設備が不十分、かつ薬も極端に不足しており、満足な治療はまず期待できない。入院しなければならないような病気になった場合は、バンコク、シンガポール、香港まで出向くよりほかはないが、フライトの数は比較的少なく、座席の確保も容易ではないので、出発前に体調を整え、入国してから十二分に健康には気を配らなければならない。

また、ベトナムは一般的に娯楽施設等、気晴らしをする場所に乏しいので特に長期滞在者はベトナムの歴史、文化、風物などに興味をもつこともよいであろう。休日等には郊外へ出かけるか、テニス等のスポーツを心がけて気分転換を図るなど、精神面での健康保持に努めることが大切である。

緊急時の連絡先

〈ハノイ警察（公安）〉 Tel.253076
〈ハノイ市交通公安（外国人担当）〉 Tel.256206
〈ハノイ消防署〉 Tel.08
〈バクマイ病院国際部〉 Tel.522089

緊急時の言葉

「泥棒」＝アンカップ
「助けて」＝キュウトーイ
「警察」＝コンアン
「パトカー」＝セーコンアン
「救急車」＝セーカップキュウ
「火事だ」＝チャイゾーイ
「病気です」＝オム
「医者を呼んでくれ」＝ゴイ・バックシー
「警察を呼んでくれ」＝ゴイ・コンアン
「電話」＝ディエントアイ

在外公館アドレス

●大使館

在ベトナム大使館

Embassy of Japan, E3 Trung Tu Diplomatic Quarter Hanoi, Viet Nam
(P.O.Box 49)

Tel.527902,527924,522780,522781

●総領事館

在ホーチミン総領事館

Consulate-General of Japan,13-17 Nguyen Hue, District 1, Ho Chi Minh
City, Viet Nam

Tel.225314,291341

データ名：ベトナム「防犯の手引き」

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：3608

参照：22

ベトナム「防犯の手引き」

防犯の手引き

平成5年3月22日

在ヴェトナム日本国大使館

ヴェトナムは、1975年の南北統一以来国家再建に力を入れて来ており、今迄の東側一辺倒を改め1986年より、改革開放政策（ドイモイ）を打出し西側との関係改善に一層の努力を払っており、我国においても昨年政府開発援助（ODA）が再開され、また、西側の各種援助を受けてインフラ整備等今後の成果が期待される。治安状況は社会主義体制下における厳しい監視下にあることもあり、一般外国人にとっては昼夜を問わず概して良好といえたが、最近では昔に比べ店に並ぶ商品も増えたことにより、拝金主義が横行し、貧富の差が拡大したため、これが社会状況に反映していることから、以前ほど治安は良いとは言えなくなった。

いずれにせよ、国内の諸情勢の変化に伴い、邦人数が急速に増加していること、また一般犯罪が増加の傾向にあることを踏まえて、我々日本人が当国において犯罪から身を守るためには、常日頃から当国の実情を知り、周囲の人間関係を良好に保つことが肝要かと思料される。

この小冊子は、かかる観点から、当国に居住する在留邦人を対象に概要をまとめたもので、ご参考になれば幸甚です。

1. 盗難

特に外国人所有の車を狙って駐車中にウインカー、ライトカバー、車種マーク等の車の部品を盗み取る事件が多発している。この種の事件はプロの集団が何グループか存在し、日中堂々で行われる場合もある。

対策は、部品を止めている目ネジに強力接着剤で補強するか、金具（金網等）でカバーを作り溶接で取付ける。

2. 強盗、ひったくり

都市での刑事犯罪は年々増加しているが、これまで外国人が被害を受けるケースは多くない。

然し、最近では外国人を狙った強盗・窃盗事件が発生しているので、事件を未然に防止するために、特に女性が市場等に行く時などには、出来るだけ目立たない服装が望ましい。

3. 住宅事情

当国は、従来は自分で個人の家を借りることが出来ない制度になっていたが、最近の改革開放政策下にあって、ここ2年程前から、街の不動産屋や家主個人との直接契約により自由に借りることができるようになり、大使館員の中でも若干名、外交国特別居住区内から移り住んでいる。

他方、邦人企業関係者等も従前の指定されたホテルから逐次事務所（住宅兼用）を市内各所へ移転しつつあり、住生活の面において改善が図られている。

4. 交通事情

当国の交通手段は、主に飛行機、列車、旧式のトロリーバス、バス、タクシー及びシク

ロ（三輪客車自転車）等があるが、いずれも快適とはいえない。

それでも飛行機は国際線（バンコク行は毎日運行）、国内線共に運行し、利用されているものの、特にベトナム航空の場合安全面では問題がある。万が一事故が発生した場合、損害賠償等適正な補償は期待できない。列車、バス等の公共乗り物は外国人が利用できる状態にはなく、特に長時間の旅行には不向きと思われる。タクシーについては、最近、日本車を使って飛行場やホテル等特定の場所には待機しているので、利用できるが、いわゆる流しのタクシーは無い。

5. 医療事情

ハノイ市内にはバクマイ病院があり、この国際医療部が外国人の診察、治療を行っている。入院も可能であるが、日本人はじめ欧米人にはなじまないようである。

この他にも、越独病院、越ソ病院、小児病院、眼科病院などが、ベトナム人の医療にあたっている。医師、看護婦などの医療スタッフはベトナム人で占められている。

国連職員ならびに外国人の多くは、ベトナム・スウェーデンの医療保健協力によるスウェーデンクリニックに相談するが多い。

邦人の医療相談はわが方大使館の医務官も応じてくれる。

重傷の場合はバンコックなどに行かざるをえない。

ホーチミン市では応急処置にチョウライ病院を利用する邦人もいるが、重傷者は国外に脱出するのが普通である。

風土病については、自らの自衛手段にまたざるをえない。

緊急連絡先

ハノイ警察	TEL 254451
ハノイ消防署	TEL 08
国際病院	TEL 254373
日本大使館	TEL 257902,257924

データ名：カンボジア【安全の基礎】

ID：KAN00010

登録日付：94/04/04

属性：テキスト

バイト：4832

参照：13

カンボジア【安全の基礎】

カンボジア王国

Kingdom of Cambodia

（注） 1994年1月15日現在、カンボジアには注意喚起が発出されている。1993年5月の総選挙により、20年間近くに及んだ内戦状態にもようやく終止符が打たれた状況であるが、1993年9月の新政体樹立後も、一部政治勢力の存在、経済復興の問題等、社会不安要因は依然として残されており、旅行者に対する安全は保障されない。

出入国時の留意事項

●査証

渡航目的に関係なくすべて査証を取得する必要がある。ただし、現在日本にはカンボジア大使館が開設されていないので、既開設国において事前に取得する場合を除き、カンボジア入国後にポチェントン空港において入国査証を取得しなければならない。

同空港カウンターでは、申請書とともに手数料20米ドルを払う必要がある。滞在期間はおおむね申請どおり許可されるが、特に申し出のない限り、10日間が普通である。

渡航目的については特に問題とされない。入国後の滞在期間の延長や更新については、外務省領事部に出頭して申請する。

なお、カンボジアへの出入国ルートは、ポチェントン空港のほか、ベトナム国境の B A V E T からの2カ所であり、タイ国境（アランヤプラテート）からの出入りは一般的ではない。

●出入国審査

特に問題はない。英語の十分通じない係官が多い。

●外貨申告

入国前に航空機内で配られる税関用書類には、1万米ドル以上の持ち込みについては申告すべき記載があるが、實際上厳密にはチェック・規制されておらず、出国時も同様である。出入国時の所持金額のバランスチェックも行われていない。なお、米ドルからカンボジア・リエルへの両替は市中において時価レートで容易に交換できるが、逆の交換は難しい。外国人は米ドルの使用が可能であるほか、一部地域ではタイ・パーツが通用する場合がある。

●通関

持ち込みのできないものは、武器・弾薬類、麻薬類のほか、営利販売用と思われる高額多量の物品は差し止めを受けるおそれがある。

一般旅券所持者の携行荷物に対する開披要求はしばしば行われている。容易に開披できない荷物については、不審を抱かれないようあらかじめ梱包に説得力のある内容物の明示方法を取っておくことが望ましい。

滞在時の留意事項

●滞在届

有効な査証を有していれば、特に滞在許可証等を取得する必要はない。入国後に当初有

していた査証が切れる場合、外務省に出頭して査証の有効期間の延長を申請する必要がある。この際、米ドルによる手数料が必要である。

●旅行制限

地方都市への旅行も許可等は不要である。個人旅行も、エージェントによる旅行も自由であるが、治安の悪い地域に入る場合にも特別の規制はなされていないので、すべて旅行者個人の責任において行動しなければならない。

●写真撮影の制限

一部の軍事施設、治安関係施設等を除いて、撮影禁止場所はない。あくまで常識に従って撮影すること。

各種取締法規に関する留意事項

●麻薬

あらゆる麻薬類の所持、使用、取り引きは禁止されている。警察の内偵捜査も盛んに行われているので、絶対に手を出さないこと。

●不法就労

カンボジアでは、外国人の不法就労はあまり問題とされていない。ただし、事業活動（商売）を行う場合には、別の届出・許可が必要である。

●治安維持

一般治安状況の悪化により、検問や捜査活動がいたるところで行われている。慎重な対応が求められる。

ほとんど全国民、全国土に武器が出回っており、ほとんどの犯罪で銃が使用される。治安当局も常時武装しており、誤解をまねく行動は絶対にしないこと。

●その他特殊取締

国民の王族に対する尊敬の念がきわめてあついで、言動には注意する必要がある。穏健な国民性で、滅多に怒りを表面に表さないが、メンツを重視し、人前で非難されたり、侮辱されたりすることを非常に嫌い、根にもつことがある。

風俗、習慣、国民性に関する留意事項

敬けんな仏教徒（小乗仏教）であり、日本人もまたそうであると思われるので、寺院、僧侶に対する尊敬の念を忘れないこと。

安全のためのひとくちアドバイス

国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の撤収により、特に一般犯罪面での治安の悪化傾向が顕著となっており、窃盗、強盗が多発しているため、事前に十分な治安情報を入手しておく必要がある。また、急激なモータリゼーションにより交通事情が混乱しているため、交通事故防止に留意する必要がある。単独行動はしないこと。

健康上の留意事項

現地人に対するのと同等の医療サービスしか受けられず、日本と同レベルの医療は望むべくもない。緊急時にはすべてバンコクまたはシンガポールへ移送することとなるので、自らの健康管理は特に重要である。事前に医療搬送サービスが付保された海外旅行傷害保険等に参加しておくことが望ましい。

食べ物、飲み物については細心の注意が必要である。

緊急時の連絡先

地元警察（代表電話番号は公表されていないが、電話がない場合がほとんど。また、クメール語しか通用しないと考えるよい）

緊急時の言葉

（クメール語）

「警察を呼んで下さい」 = ハウ ポリス

「医者を呼んで下さい」 = ハウ クルーペーッ

「日本大使館の人を呼んで下さい」 = ハウ ボッカルッ スタントウー（ト）チャポーン

「助けて」 = チュオイ ポーン

「強盗だ、泥棒だ」 = チャオ

「誰か来て下さい」 = ネアックナー モーク ティーニッー

「火事だ」 = プルーン チェアッ プテア

「病気です（怪我です）」 = チュー（ロップオッ）

在外公館アドレス

●大使館

在カンボジア大使館

Ambassade du Japon, No. 75EO, Rue 41, Boulevard Tousamuth,
Sangkat Phsar Thmai 3, Khan Don Penh, Phnom Penh, Cambodge
Tel. 2-7161~4